

与論町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

令和8年3月
鹿児島県 与論町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	町の概況	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	7
(3)	町行財政の状況	11
(4)	地域の持続的発展の基本方針	13
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	15
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7)	計画期間	15
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合	15
2	移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	
(1)	移住・定住・地域間交流の促進，人材育成の基本方針	16
(2)	現況と問題点	16
(3)	その対策	17
(4)	計画	18
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	18
3	産業の振興	
(1)	産業振興の方針	19
(2)	現況と問題点	26
(3)	その対策	34
(4)	計画	45
(5)	産業振興促進事項	46
(6)	公共施設等総合管理計画等との整合	47
4	地域における情報化	
(1)	地域における情報化の方針	48
(2)	現況と問題点	48
(3)	その対策	48
(4)	計画	49
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	50
(2)	現況と問題点	51
(3)	その対策	52
(4)	計画	54
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	55

6	生活環境の整備	
(1)	生活環境の整備の方針	5 5
(2)	現況と問題点	5 6
(3)	その対策	5 8
(4)	計画	6 1
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 2
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	6 2
(2)	現況と問題点	6 4
(3)	その対策	6 7
(4)	計画	7 2
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	7 2
8	医療の確保	
(1)	医療の確保の方針	7 3
(2)	現況と問題点	7 3
(3)	その対策	7 4
(4)	計画	7 5
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	7 5
9	教育の振興	
(1)	教育の振興の方針	7 5
(2)	現況と問題点	7 8
(3)	その対策	7 9
(4)	計画	8 4
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	8 4
10	集落の整備	
(1)	集落整備の方針	8 5
(2)	現況と問題点	8 5
(3)	その対策	8 5
(4)	計画	8 6
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	8 6
11	地域文化の振興等	
(1)	地域文化の振興等の方針	8 6
(2)	現況と問題点	8 7
(3)	その対策	8 7
(4)	計画	8 8

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 89
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する方針	・ ・ ・ ・ ・ 89
(2) 現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・ 89
(3) その対策	・ ・ ・ ・ ・ 90
(4) 計画	・ ・ ・ ・ ・ 92
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・ 92

与論町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 与論町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、鹿児島市より南南西に約 576km 離れた鹿児島県の最南端に位置し、島の南方に沖縄本島を間近に望む一島一町の外海離島である。周囲 23.7km、面積 20.5km² の隆起サンゴ礁からなる円形な小島で、島の周囲を珊瑚礁に囲まれ、山岳、河川はなく、水道水源は全て地下水に依存している。北緯 27 度線の北方直近に位置し、亜熱帯性気候圏に属することから、一年を通じて温暖な気候で年間平均気温は 23.1℃ であり、月平均気温が 16℃ を下回ることはない。豊かな自然環境がある一方、台風や干ばつといった自然災害に幾度となく見舞われてきている。

本町の歴史を概観すると、1609 年に島津藩が琉球を征服するまでは、長く琉球の統治下にあり、経済や文化様式に大きな影響を受けている。永禄 4 年（1561 年）から伝承され「嶋中安穏」と「五穀豊穰」を願って奉納される「与論十五夜踊り」は、国の重要無形民俗文化財に指定されており、一番組の大和風と二番組の琉球風の舞踊から構成されている。今日の日常生活においても、琉球と大和の文化が融合したものとなっている。第二次大戦後は米軍政下であり、昭和 28 年に奄美群島とともに日本復帰を果たした。その後、昭和 47 年に沖縄が日本復帰するまでは、日本最南端の国境の島であり、また沖縄復帰運動の最前線の島であった。昭和 54 年までは、離島ブームもあり年々観光客が増加した。ピーク時には約 15 万人の年間入込客数を数え、その大半は夏場の数カ月に集中した。昭和 58 年にパロディー国家「パナウル王国」の建国、昭和 59 年にはギリシャ「ミコノス市」との姉妹盟約締結、平成 4 年から「ヨロンマラソン」の開催などが行われてきた。

社会的には、「誠」の精神を基に外海離島という運命共同体的な環境の中で、全町民がお互いに助け合い支え合って社会形成を行ってきた。現在地域活動は、9 つの集落がそれぞれの自治公民館を拠点に活動を展開している。各集落は地域の最小単位である 20 戸前後からなる小組合に分けられ、町全体では 138 の小組合がある。住民の地域活動への参加は比較的高く、行政や学校などとの連携も良好である。他方、住民の高齢化に伴い集落活動の担い手が減少傾向にあることから、従前の集落活動の在り方を再検討し、行政情報伝達の DX 化などによる省力化と、集落活動への参画負担の軽減について各集落と連携して検討していく必要がある。

教育については、認定こども園 3 園、小学校 3 校、中学校 1 校、県立高等学校 1 校を有し、平成 12 年度から「連携型中高一貫教育」が推進されてきている。ここ数年の高校卒業生数は 50 名前後で、卒業後は進学や就職でそのほとんどが島外へ転出する。少子高齢化の進行によって学校生徒数も減少傾向の一途にあり、町内の学校の存続が喫緊の課題となっている。本町では地域の特性を活かした教育として「海洋教育」を令和元年度より展開しており、海洋環境を軸とした地域社会の現状分析と課題解決への企画立案を通じて、児童生徒の総合的な能力向上に繋げること

を趣旨としている。これらの取組を通じ、次世代を担う児童生徒の地域への理解を深めるとともに、課題解決能力の向上を図りつつ、島内外の関係機関や有識者、関心ある方々と連携することにより、本町における教育の魅力を向上し学校の存続に向けた支援体制の強化を図っていく。

町の産業は、農業を中心に観光業や水産業などが主である。農業は、約 50%の農家が兼業農家で、さとうきび栽培や畜産（肉用子牛生産）、里芋・いんげん・にがりなどの輸送野菜、ソリダコ・トルコギキョウなどの切り花、マンゴー・パッションフルーツ・アテモヤなどの熱帯果樹などが複合経営で生産されている。年間販売額ではさとうきびが約 5 億 6 千万円、肉用牛販売が約 14 億 1 千万円と農業生産額の大半を占めている。耕地面積は奄美群島の自治体中で最も小さく、農家 1 戸当たりの耕地面積も約 1.2ha と小さい。この限定的な耕地面積という条件下において農業振興を図るために、生産性の高い農業経営の普及や特産品開発による所得向上の推進が求められている。

水産業は、沿岸一本釣りが主で、ソデイカ漁や浮き漁礁を利用したマグロ漁が盛んである。養殖業は島東部の礁湖内におけるモズク養殖のみである。年間水揚量は約 253t、水揚高は約 2 億 5 千万円である。若年世代の水産業従事者もみられ、所有する漁船の大型化も進んでいる一方で、全体的に高齢化の傾向にあり、今後水産業への担い手の確保が重要性を増すと予想される。また、鮮魚販売益が収益の大半を占めており、収益の安定化が課題となっている。収益上の課題解決を図るために水産物の販路拡大や収益の多角化のための水産加工品の開発・製造販売体制の確立が求められている。

観光業は、近年、年間約 5 万人～6 万人台の入込客に支えられており、島特有の風景や島民とのふれあい、ダイビングや百合ヶ浜へのツアーなどの海洋レジャー、星空体験や集落散策ツアーなどの陸域体験ツアー、ヨロンマラソンなどが主な観光メニューとなっている。本町における主要産業となった観光産業振興のため、これまでも様々な計画を作成し実施してきた結果、コロナ禍の影響により落ち込んでいた入込客数も増加がみられてきている。従事者も多く、他分野産業への波及も大きい観光業は、その景況が本町の経済に大きな影響を与えることから、中長期的な視点に立った観光業の振興は本町における重要な課題である。

経済的な面においては、依然として本土との所得格差が大きい状態にある。外海離島であるため物資の輸送コストが嵩み、物価は全体的に割高である。輸送コストの問題は、町民生活や産業振興を図る上で大きな負担となっている。また、航空運賃についても高額で観光産業等の振興に大きな影響を与えている。このような制度的・構造的な問題の解消を図るため、平成 26 年度から奄美群島振興交付金を活用した奄美群島航空運賃軽減事業及び農林水産物輸送コスト支援事業が実施され、町民の生活安定に効果を発揮している。

企業誘致については、島内において雇用の創出を図る上で、島外の企業が事業を拡大できる環境を整えることや、近年の新たな潮流であるテレワークやリモートワーク、ワーケーション等の労働形態にも対応し他需要を捉えつつ多様な企業の誘致展開と、新たな需要に対応できるよう町内の環境整備を進めていくことが求められ

ている。

社会基盤整備については、昭和 40 年代からの観光の進展と合わせて、昭和 51 年に与論空港が開港し、昭和 54 年には大型フェリーが接岸できる与論港（供利港）が竣工した。現在、本町への交通アクセスは、輸送事業 2 社によるフェリーが鹿児島・奄美・沖縄間を結んで運航されており、沖縄行きと鹿児島行きがそれぞれ一日一便寄港している。空路については、鹿児島と沖縄（那覇）、奄美が直行便で結ばれている。航路・航空路とも、外海離島である本町の人流・物流の確保を図るうえで極めて重要であり、天候不順時の欠航・抜港対策の重要性が近年高まってきていることから、港湾施設の機能強化に取り組んでいく。

また、道路や農地整備、福祉や教育・文化施設等の整備についても着実に整備が進められてきたほか、平成 21 年度には光ファイバ通信網を全島に敷設し、ICT の積極的な活用にも取り組んでいる。平成 24 年度から 26 年度にかけ、県営住宅 3 棟 24 戸に住宅事情の改善が図られた。廃棄物処理施設については、平成 26 年度に懸案であった一般廃棄物の最終処分場を整備し、町内での最終処分が可能となったほか、平成 28 年度にはごみ焼却施設を整備している。令和 4 年度にはし尿・浄化槽汚泥高度処理施設の更新を行った。

イ 過疎の状況

本町は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成 22 年 4 月 1 日から施行されたのを受け過疎地域となった。令和 2 年国勢調査では、人口 5,115 人、世帯数 2,160 戸、高齢者比率 35.0%、若年者比率 14.6%を示し、人口減少、少子高齢化の傾向が続いている。世帯数は人口が減少傾向にあるなか増加の傾向を示す形で推移していることから、核家族化の進行、若年層の流出による高齢者世帯の増加などがうかがえる。

平成 22 年の過疎地域の指定以降、これまでに農業・漁業の生産基盤の整備や近代化施設の整備、観光施設の整備を行い産業の振興を図るとともに、町道や農道の新設、改良舗装などを積極的に進め交通体系の充実に取り組んでいる。生活環境の整備では、一般廃棄物の最終処分場や火葬炉増設事業、ごみ焼却施設（平成 27・28 年度）の整備を進め町民が安心して生活できる環境の整備に努めている。このほか、過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）を積極的に実施することで、産業の振興、航空運賃の軽減、緑化推進、廃屋の撤去、子育て支援、教育の振興、集落の整備などに取り組んできた。

本町においては、今後も人口減少・少子高齢化が進むと予想されることから、基幹産業を中心とした新たな事業展開の支援や若年世代の定住促進の必要条件となる就労の場を確保する施策の展開が必要である。また、若者が住みたいと感じる町づくりを推進するため、出産・子育て支援策の強化と学校教育・社会教育環境の充実の必要性も高まっている。また、今後増加が予想される高齢者世代が、心豊かにいきいきと暮らせる社会の構築のため、保健、医療、福祉の連携を図り、在宅医療支援体制の拡充など、持病や介護の問題で島での暮らしを諦めることなく、住み慣れた環境で安心して暮らせる環境を確保するため地域の中で支え合う仕組みづくりが

必要である。

ウ 町の社会経済的発展の方向

本町の産業別就業人口をみると、第3次産業（57.6%）、第1次産業（28.5%）、第2次産業（13.9%）の順であり、分類別では農業従事者（27.0%）が最も多くなっているが年々減少傾向にあり、サービス業や卸売小売飲食等の割合が増加している。

本町の基幹産業である農業は、島の総面積の約半分が耕地として利用され、主要作物であるさとうきびと肉用牛用の飼料作物、野菜、花き、果樹などが生産されている。特に肉用牛用の飼料作物は、子牛価格の伸びを受けて作付面積が拡大している。

しかし、大半の農家は小規模経営であること、台風やかんばつ等の自然災害の影響を受けやすいこと、貿易の自由化の進展などにより不安定な農業経営を強いられている。収益性の高い新品目の導入や高齢化に伴う荒廃農地の担い手への集積、生産物に高付加価値を付けた特産品の開発など、与論ブランドの確立に向けた取り組みも急がれる。また併せて、肉用牛の飼養頭数の増加に伴うし尿の環境負荷や、ほ場からの赤土流出による海洋環境負荷の増大等の課題についても、分野横断的な観点から産業振興と環境の保全との両立策を推進していくことが求められている。

観光業については、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と賞賛され、全国の若者から脚光を浴びた昭和54年をピークに入込客数が年々減少していく傾向にあったが、平成28年度は7万人となり、以降6万人前後で推移している。従来からの旅行会社のツアー客や修学旅行の誘客に加え、空き家を活かした民泊の推進に向けた検討、海域・陸域の豊かな自然環境や文化資源を活用した観光の担い手となるエコツアーガイドの育成と各種体験型観光の内容充実、冬場の温暖な気候を活かしたスポーツ合宿の誘致、良質な大気環境と夜間の光害の少なさを活用した星空ツーリズムなど、従前の観光形態によらない視点からの新たな観光資源の創出と、多様な体験メニューにより来訪客が通年で与論島の魅力を楽しめる観光振興を推進していく。

（2）人口及び産業の推移と動向

本町の人口の推移をみると、昭和50年の6,971人から減少が続き令和2年に5,115人となり、2,677人減少した。年齢階層別でみると、高齢者比率は拡大の一端を辿り令和2年には35.0%になった一方、0～14歳の割合は14.6%まで縮小し、若年者比率の縮小が進行し続けている傾向にあることから、若年世代を中心とした人口減少と少子高齢化の進行が続く傾向が顕著に表れている。

男女別人口の推移をみると男女ともに減少しており、令和6年度末では割合としては女性の方が男性より約3%高く、男性が48.9%で2,440人、女性51.1%で2,548人となっている。

産業別人口の動向をみると、令和2年の総数が平成27年と比較し2人（0.1%）減少している。昭和45年までは第1次産業の就業人口が最も多かったが、その後第3次産業の就業人口が次第に多くなり、令和2年の就業人口比率は第1次産業が28.5%、第2次産業が13.9%、第3次産業が57.6%となっている。第2次産業に

については減少傾向にあり、景気の低迷や公共事業の縮小などから建設業従事者の減少が影響しているものと考えられるが、近年は台風襲来による家屋倒壊等の被害が発生したことにより、民間住宅の建て替え需要は増加していると考えられる。

本町の将来推計人口は、令和 22 年に 3,797 人まで減少すると推計されており、年齢区分別で見ると、65 歳以上の人口が総人口の 4 割を占め 15～64 歳の人口は 5 割、15 歳未満の人口は 1 割ほどに留まると予測され、今後も少子高齢化は一層進展の一途を辿るものと見込まれる。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,971	人 6,697	% △3.9	人 5,731	% △14.4	人 5,186	% △9.5	人 5,115	% △1.4	
0歳～14歳	2,150	1,619	△24.7	901	△44.3	770	△14.5	747	△3.0	
15歳～64歳	3,900	3,853	△1.2	3,200	△16.9	2,795	△12.7	2,576	△7.8	
うち 15歳～ 29歳(a)	1,310	893	△31.8	591	△33.8	392	△33.7	375	△4.3	
65歳以上 (b)	921	1,225	33.0	1,630	33.1	1,621	△0.6	1,792	10.5	
(a)/総数 若年者比率	18.8	13.3	—	10.3	—	7.6	—	14.6	—	
(b)/総数 高齢者比率	13.2	18.3	—	28.4	—	31.3	—	35.0	—	

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 5,394	% —	人 5,179	% —	% △4.0	人 4,988	% —	% △3.7
男	2,618	48.5	2,512	48.5	△4.0	2,440	48.9	△2.9
女	2,776	51.5	2,667	51.5	△3.9	2,548	51.1	△4.5

区 分	令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実 数	構成比		実 数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 5,169	% —		人 4,960	% —	% △4.0	
男 (外国人住民除く)	2,509	48.5		2,429	49.0	△3.2	
女 (外国人住民除く)	2,660	51.5		2,531	51.0	△4.8	
参 考	男(外国人住民)	3		30.0	11	39.3	266.7
	女(外国人住民)	7		70.0	17	60.7	142.9

表 1 - 1 (3) 人口の見通し

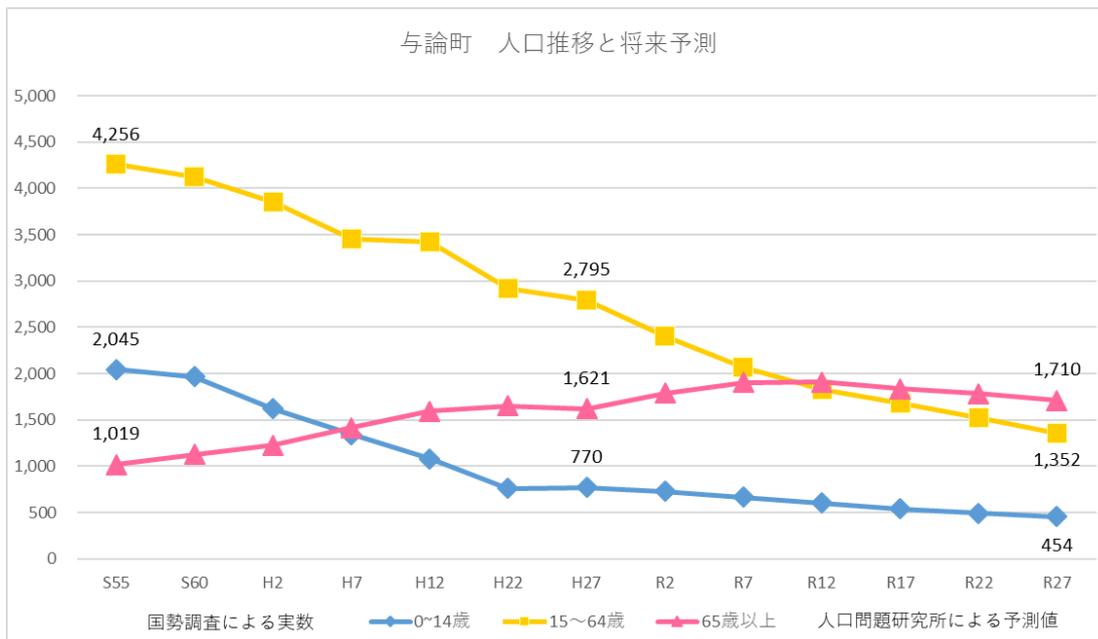
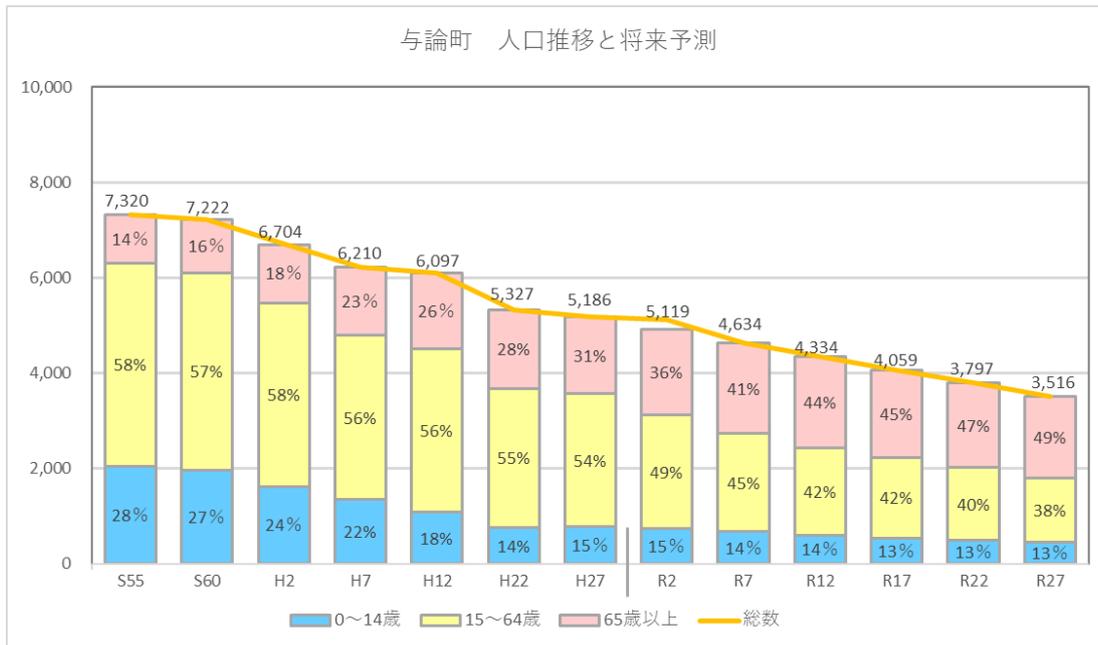


表 1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,246	人 3,146	% △3.1	人 2,990	% △5.0	人 2,825	% △5.5	人 2,823	% △0.1	
第一次産業 就業人口比率	% 31.8	% 31.5	—	% 31.7	—	% 30.0	—	% 28.5	—	
第二次産業 就業人口比率	% 41.6	% 25.0	—	% 16.5	—	% 14.5	—	% 13.9	—	
第三次産業 就業人口比率	% 26.5	% 43.4	—	% 51.7	—	% 55.5	—	% 57.6	—	

(3) 与論町行財政の状況

本町の財政状況をみると、財政規模は歳出総額で平成27年度約47億円、令和元年度約50億円、令和6年度約55億円であり財政規模の増大傾向がみられる。地方債の発行については、公共事業の減少や財政健全化の取り組みにより減少傾向にあったが、令和元年度は約8億6千万円となり、今後大型の施設整備が控えていることから数年は高止まりで推移すると考えられる。

指数が高いほど財源に余裕があるとされる財政力指数は、令和5年度0.15で財源の余裕がほとんどない状況である。また、経常収支比率は令和5年度で89.6%と高い状況である。

財政規模は増大化しているものの、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費へ町税や普通交付税等の経常的一般財源のほとんどが充当され、建設事業費などの投資的経費への充当が少なく、財政構造の弾力性が非常に小さい状況である。実質公債費比率は、令和元年度で12.0%となっている。将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模で除した比率であり350%を超えると早期健全化が必要とされているが、令和5年度では29.1%となっている。

主要公共施設等の整備状況については、町道では年々整備が進められ、令和6年度末で改良率100%、舗装率89.1%となっている。農道延長は、令和6年度末で耕地1ha当り24.2mとなっている。水道普及率は、令和6年度99.9%である。水洗化率は、令和6年度67.6%となり、合併浄化槽の整備及び赤佐農業集落排水施設利用促進の成果を示している。診療所については、平成14年に町立診療所を閉鎖した。

本町の財政状況は、町税徴収率の向上や積立基金も増加するなど一部で改善が進んだ部分もあるが、依然として大変厳しい財政運営を強いられる状況であるため、今後も財源の確保や中長期的視点に立った事業配分により、健全な財政運営を堅持していく必要がある。

表1-2(1) 与論町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	令和元年度	令和5年度
歳入総額 A	5,060,995	5,419,150	5,816,017
一般財源	2,809,291	2,766,579	3,290,389
国庫支出金	709,986	319,305	654,497
都道府県支出金	577,178	483,907	357,197
地方債	639,468	859,507	544,664
うち過疎債	322,200	81,300	321,200
その他	325,072	989,852	969,270
歳出総額 B	4,707,587	5,091,554	5,495,142
義務的経費	1,655,735	1,569,665	2,256,948
投資的経費	1,435,759	1,653,343	769,468
うち普通建設事業	1,432,951	1,601,904	769,468
その他	1,616,093	1,868,546	2,468,726
過疎対策事業費	322,200	81,300	321,200
歳入歳出差引額 C (A-B)	353,408	327,596	320,875
翌年度へ繰越すべき財源 D	34,124	108,152	31,024
実質収支 C-D	319,284	219,444	289,851
財政力指数	0.13	0.16	0.15
公債費負担比率	19.2	17.9	12.0
実質公債費比率	8.8	12.0	9.9
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.9	90.1	89.6
将来負担比率	42.3	38.9	29.1
地方債現在高	5,178,490	6,227,299	6,318,252

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市町村道					
改良率 (%)	-	33.2	75.9	77.9	100.0
舗装率 (%)	54.0	76.9	86.6	87.7	89.1
農道					
延長 (m)	-	-	12,251	26,598	26,598
耕地1ha当たり農道延長 (m)	9.4	9.5	10.2	24.2	24.2
林道					
延長 (m)	0	0	0	0	0
林野1ha当たり林道延長 (m)	-	-	-	-	-
水道普及率 (%)	98.0	99.2	99.9	99.9	99.9
水洗化率 (%)	-	58.8	55.4	67.6	67.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.83	3.12	-	-	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

従前の過疎地域自立促進特別措置法に基づく本町過疎地域自立促進計画における計画期間であった平成 22 年度～令和 7 年度の間には、過疎対策事業として農業や水産業をはじめとする産業基盤施設整備、観光施設の整備を行い産業の振興を図るとともに、町道・農道等の交通通信体系の整備や廃棄物処理施設を整備し生活基盤の充実に努めた。また、過疎地域持続的発展特別事業を活用することで、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、集落の維持・活性化に取り組んできており、人口減少抑制に向けて着実な成果を見せつつある一方、未だ課題もみられるところである。

本町の持続的発展に当たっては、これまで推進してきた過疎計画による地域社会の維持発展の趣旨を着実に継承するとともに、変化する時代潮流をとらえた効果的な施策の展開・推進をなお一層強力に推進することで、町民一人ひとりが本町に誇りと希望を持って、生涯にわたり安心して心豊かで活力あふれる生活ができるような社会の構築を目指すことを目標とする。

上記目標達成のための基本的な方針は、次のとおりとする。

ア 地域産業の振興と魅力ある就業の場の創出

地域経済の活性化に向けて、競争力のある生産体制の確立等による地域産業の高付加価値化、技術の高度化、企業立地の推進、優秀な人材の育成・確保、流通基盤の整備等により、農林水産業をはじめとする地域産業の振興を図りながら、安定的で良質な雇用の場を確保し人口の定住を図る。特に、本町の持続的発展を図るためには、経済社会活動の中核となる若年層の定住が重要となるので、若者にとって魅力ある就業の場の創出を実現するため、地域内での起業家的人材の積極的な発掘と育成を推進していく。

イ 交通体系の整備充実と情報化の推進

一島一町の外海離島である本町にとって、交通体系の整備充実と情報化の推進は、本町の自立促進を図るうえで必要不可欠である。

このため、交通体系の整備については、本町内外の交流の活発化を図るため、航空路、航路の整備促進や生活道路の整備、バス等による交通確保対策の強化などに努める。

また、情報化の推進については、官民が連携し光ファイバや携帯電話網等、各種の情報通信ネットワークの整備と利活用の促進を図るとともに、ソーシャルメディアを活用した、素早く効率的な行政サービスの提供、観光・特産品の情報発信や防災・減災活動等への利活用に努める。

ウ ゆとりと活力のある地域社会の構築

(ア) 活力ある地域社会の形成

地域社会の活力を維持し、個性豊かな地域づくりを進めていくためには、地域社会を支える力となる若年層の定住を促進することが重要である。

そのため、生活環境の整備、医療の確保、教育・地域文化の振興、集落の整備をはじめとした若者にも魅力ある地域社会の形成に努める。

(イ) うるおいとゆとりのある地域社会の形成

自然志向や健康志向の意識の高まり、労働環境の変容など、近年における国民の価値観や生活様式の多様化の中で、過疎地域は豊かな自然環境に囲まれた生活の場や余暇時間の場等として、魅力を高めている。

このため、本町の豊かな自然環境や美しい景観、貴重な歴史・文化などを、町民全体の共有財産として、守り・育てながら、住民参加によるまちづくりを推進することにより、この島で暮らすことに肯定感や幸福感を感じることでできる地域づくりに取り組んでいく。また、本町の特性を生かしながら、本町内外との交流・連携の促進に努めるため、NPOや自治公民館等との緊密な連携に基づく住民参加型の施策の充実を図る。

(ウ) 生きがいに満ちた高齢社会の形成

本町においては、今後も高齢化が進行することが予想されることから、高齢者が社会の担い手として元気に活躍できるようなシステムを整備していくことが重要である。

そのため、生涯学習の場や高齢者が生きがいと自主性・主体性をもって活躍できる場の提供に努めるほか、福祉、保健、医療等の各般の施策を推進するとともに、その連携を強化し、生きがいに満ちた高齢社会の形成を図る。

エ 過疎地域持続的発展特別事業の活用

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条2項に基づく過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の活用については、その成果・効果が将来にわたって持続・拡大し、本町の抱える課題の解決に寄与するとともに、持続的発展に向けて効果が一過性に留まることのないよう、事業内容を精査し実施していくよう努める。

オ 土地利用及び施設整備

土地利用及び施設整備については、各種計画との関連に留意することとし、特に新たな施設整備については既存施設の有効活用を最大限考慮するなど「与論町総合施設等管理計画」等との整合を図る。

カ 地域活性化総合特別区域計画及び地域再生計画等の活用

地域活性化総合特別区域計画及び地域再生計画等を積極的に活用し、地域の自立促進を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標

本町では、「第3期与論町総合戦略」における人口目標について、下記の通り推計していることから、同推計値を本計画の目標として設定する。

指標名	基準値	目標値
本町の人口	5,115人(令和2年度)	4,995人(令和12年)
転入者数	265人(令和6年)	260人(令和12年)
出生数	27人(令和6年)	50人(令和12年)

さらに、行財政及び各分野の目標を下記のとおり設定する。

財政力に関する目標

指標名	基準値	目標値
地方債現在高	6,318,252千円(令和5年)	6,100,000千円(令和12年)
実質公債比率	9.9%(令和5年)	12.0%(令和12年)
将来負担比率	29.1%(令和5年)	20.0%(令和12年)
ふるさと納税寄付金額	86,224千円(令和5年)	120,000千円(令和12年)

その他の目標

指標名	基準値	目標値
1人あたり町民所得	1,960千円(令和2年)	2,605千円(令和12年)
県民所得との対比	81.4%(令和2年)	90.0%(令和12年)
事業所数	345(令和3年)	360(令和12年)
新規起業者の件数	令和7年度まで1件	令和12年度までに5件

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

事業計画の達成状況については、評価対象事業の実施翌年度内に評価を実施する。評価の方法については分野別事業の実施状況、目標達成度等について内部評価を実施する。また、毎年の評価結果に基づき必要に応じて計画の見直しを行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

「与論町総合施設等管理計画」における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次の3点であり、本計画においてはこの基本的な考え方との整合性を図り事業計画を策定する。

- ①保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減
- ②長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減
- ③施設管理の効率化によるコスト削減

「与論町総合施設等管理計画」は、本町における公共施設の基本的な管理の方針を示し長期的な視点をもって保有施設の更新・維持管理を計画的に実施することにより、公共施設の最適な配置を実現し本町の持続的な発展の実現に資することを目的として定めている。

上記計画は、本町が定める過疎地域持続的発展市町村計画に定められる事業計画に適合する計画である。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の基本方針

前項における記述の通り、本町は全国的な傾向に先んじて人口減少、少子高齢化を示す状況が続いている。本町の人口統計の数値の推移から、核家族化の進行、若年層の流出による高齢者世帯の増加などがうかがえる。

従前の過疎計画においても、産業振興や生活環境の維持に係る各施設整備のほか、離島の条件不利性の改善や教育の振興の取組が推進されてきている。しかしながら、本町においては今後も人口減少・少子高齢化が進むと予想されることから、地域の産業振興や社会機能維持に係る担い手となる人材の確保策が喫緊の課題となっている。

このため、本町における人材の確保において、出身者や与論2世・3世のUターンをはじめIターンや他拠点居住など、島外地域からの多様な移住を支援するとともに、若年世代の定住促進の必要条件となる居住環境整備や就労の場の創出を推進する。併せて若年世代の本町への移住・定住の機運を醸成するために、地域間交流の拡大による本町の認知度を向上するとともに、地域コミュニティの機能維持や地域資源を活用した新たな産業の創出など、地域課題の解決に向けて自らの新しいアイディアの実現に取り組む地域人材の育成に取り組んでいく。

(2) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

本町の転入・転出者数は年間250人前後で、近年は転出過多の状況が続いている。一方、近年本町への移住を検討している方からの問い合わせが増加している。問い合わせのほとんどは住居に関するもので、島外からの物件探しの難しさが、移住への障害となっている。町が管理する空き家バンク制度への登録情報が少数である事や定住促進住宅に空きが無く、移住促進のために住宅確保に向けた取組を強化していくとともに、空き家改修に取り組むNPO団体との連携および住宅情報の発信やサポート体制の充実、就労先に関する情報の充実、移住者と地域コミュニティ間での摩擦回避に資する事前マッチングなどに取り組む必要がある。

(イ) 地域間交流

本町ではヨロンマラソンや島外でのPRイベントの開催及びデジタル技術を活用した動画配信等により、本町の魅力を発信し来訪人口の増加に努めてきた。その成果もあり、来訪人口も増加傾向を示しつつあったものの、昨今の世界規模でのコロナ禍の

影響を受け来訪客数も大きく減少した。

今後はコロナ禍後の変容した観光市場の動向を注視しつつ、ワーケーションやテレワーク等の新たな来訪需要を捉えるため、島外の都市圏に居住する潜在的な顧客層となりうる個人・企業等との連携関係を構築して関係人口を創出し、産業振興など地域活性化に効果を波及させる施策を展開させることも重要である。

(ウ) 人材育成

全国的に少子高齢化が進む中、本町の各集落においても地域内の高齢化率が年々上昇し、老年人口の比率は令和2年の国勢調査時点で35.0%となっている。

こうした状況を背景として、地域内の産業振興及び社会課題解決に取り組む担い手の不足が問題となっており、担い手となりうる人材の育成及び確保が喫緊の課題となっている。

(3) その対策

基本事業	事業概要
(1) 移住定住	
空き家の利活用促進	町内に存在する空き家を調査し、新たに賃貸物件として希望者へ貸し出すための取組を支援する
(2) 地域間交流の推進	
ア 新たな来訪需要の創出	コロナ禍を受け変容する観光市場需要や労働形態に対応し、多様な形態での来訪需要の確保に取り組む
イ 地域間交流の拡大	沖縄県国頭村など、歴史的な交流のある地域との連帯関係を充実させ、双方を一体の地域として訪れる周遊人口の創出・拡大に努める
(3) 人材育成	
課題解決型研修プログラムによる人材育成事業の実施	中高生から成人まで広い年代を対象とし、地域の社会課題解決のために企画提案能力を育成するプログラムを実施し、受講者が自己の起案したプランの実現可能性を高めた後、実際に社会起業家として起業するまでのトータルサポートを域内メンターとともに展開する

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進	(1) 移住・定住 (4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	移住体験住宅	町	移住体験住 宅の整備
		定住促進住宅	町	定住促進住 宅の整備・ 改修
	地域間交流	空き家利活用支援 事業	町	空き家の 利活用に 要する経 費への補 助金交付
		地域間交流の推進	町	新たな来 訪需要創 出及び地 域間交流 の促進
	人材育成	課題解決型学習に よる地域人材育成 事業	町	地域振興 の担い手 となる人 材の育成

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「与論町公共施設等総合管理計画」における管理に関する基本的な方針に基づき、各施設の個別施設計画を策定したうえで、維持管理及び事業実施を行っている。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

国際化やICT（情報通信技術）等の進展により、社会経済のあらゆる分野で国際間・地域間競争が一段と激しくなるものと見込まれており、創造性にあふれ、高い技術力等を備えた力強い産業の育成・振興や産業間の連携強化が一層求められるとともに、生産活動の根幹を支える資源を擁する地域環境の過度な消費を抑制し、資源保護を通じた持続性の向上の必要性も高まりつつある。

このため、産業の振興による安定した雇用や所得の確保及び新規就業・事業承継件数の増大が、若年世代の人口を維持し本町の持続的発展を図るために最も重要な施策であることを基本認識とし、様々な分野の産業が特性を生かして相互に調和・連携し、国際化や情報化等に対応しながら、技術の高度化や地域資源の活用、農林水産業者と中小企業者の連携等による新製品等の開発、付加価値の高い農林水産業や工業、消費者ニーズの多様化に対応した多彩な商業・サービス業、本町の特色を生かした魅力ある観光等の生産活動が活発に展開される地域づくりを目指す。

また、SDGsなど持続可能性の維持向上に向けた施策の重要性が世界的に高まりを見せつつある。こうした世界的な社会情勢を踏まえ、本町においても産業の振興と地域環境の保全とが対立的に付置される関係ではなく、相互に連携し補完し合うことで更なる成長を励起する関係となるよう、畜産環境対策として家畜排せつ物及び廃棄作物等の再資源化による資源循環モデル構築の推進や、死亡獣畜の適切な処理に係る施設整備、耕畜連携の取組などを推進するほか、畜産以外の各産業分野における環境保全や資源管理の促進に資する各施策を官民が連携し展開する。

農業については、農畜産物のブランド化の推進、食品関連産業等との連携による販路拡大、経営の規模拡大や法人化等の促進、基盤整備の推進や荒廃農地の解消等による農地の有効活用などを進める。また、これらを支える農村社会の活力を育むため、地域主体のむらづくり活動や担い手農家の育成、農村環境の保全活動などを推進する。

農業生産の重要な基盤となる農地については、地域における農業者の合意を基にした「地域計画」により地域の中心となる担い手を位置づけ、農地利用の集積・集団化、その他農地の利活用促進に向けた取組を農業者と緊密な連携のもとに推進する。

林業については、保安林・防風防潮林の整備や緑化の苗木生産などを推進する。また、本町の自然環境等を生かした特産物の開発等を目指す。

水産業については、サンゴ礁の保全に努めながら、藻場の造成や種苗放流などにより水産資源の維持・増大を図るとともに、一本釣り漁業の生産体制の強化や競争力ある流通加工体制づくりなどを進める。また、漁港や周辺環境の整備や、水産業と観光業の連携など水産業・漁港の持つ多面的機能の発揮を推進する。

地場産業の振興については、大島紬や黒糖焼酎などを中心に、これまでの産業、技術の集積を生かして、多様な産業間の連携や地域産業の高度化、新技術・新製品の開発等を支援するとともに、産学官共同研究等の成果を基にした新事業への展開、経営の革新を促進する。また、町内企業の新技術や新商品の開発力を高めるために、試験研究機関や大学等関係機関との連携により町内企業の技術の高度化を促進する。

企業立地については、本町の自然環境や立地環境に適した部品製造関連産業やICT（情報通信技術）関連企業等の誘致に取り組む。

起業の促進については、新たに起業に取り組む個人や創業間もない企業等が、円滑に事業を展開していけるよう、起業を実現するための様々な資金調達に係る支援や受け皿となる立地環境を整備し、創造的中小企業の育成を図る。

商業については、地域振興の担い手となる人材育成を図りながら、魅力ある商店づくりなど意欲的で創意工夫に満ちた取り組みへの支援を行うとともに、商店街環境の整備を推進する。

観光については、良好な景観を含めた本町の豊富な観光資源を守り、活用し、体験型観光等を通じた新たな魅力の創造を図る。併せて行政、観光関連事業者及び観光関係団体との連携により、将来にわたって持続可能な観光地づくりを推進するための中長期的なビジョンを策定し、限られた地域内資源環境との調和性に留意した観光振興を推進する。また、デジタル技術を積極的に活用して本町の魅力を戦略的に島外へ情報発信し、国内外からの誘客を促進するとともに、観光客の受入体制の充実を図る。

ア 農林水産業の振興

（ア）農林業

a 農業基盤整備

農業農村整備事業等を計画的に導入し、区画整理や畑地かんがい施設の整備など生産基盤の整備を行い有効的な農地活用を促進し、農業経営の安定化の支援と活力ある農業振興を図る。

（a）農地基本台帳、住民基本台帳照合、農地地図情報システムの整備

情報の共有・ネットワーク化を行い、農地の流動化や集積を推進し、経営規模の拡大と荒廃農地の縮減及び適正な営農計画を推進する。

（b）農地の流動化、集約化の促進

農業農村整備事業の推進により営農の規模拡大、効率化を図る。

また、農地の円滑な利用推進を図るため、地域における農業者の合意を基にした「地域計画」の定期的な更新・見直しを実施し、地域の中心となる担い手を位置づけたうえで農地の利用集積を推進する。また併せて地域農業における経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地の利用効率化などの促進のために農地中間管理機構が行う農地中間管理事業について農業者に周知し、その活用を推進する。

（c）水資源の確保

区画整理完了地区に農業農村整備事業を計画的に導入し、畑地かんがい施設の整備を推進するとともに溜池等の浄化対策や老朽化した施設の補修・改修を行い農業経営の安定に努める。

（d）土層改良事業による土づくり

土壌改良資材及び堆肥の投入による土づくりを推進し、持続可能な農業生

産の基盤を構築する。

(e) 保安林・防風防潮林の整備

台風により機能を失った保安林を年次的に整備する。植種については、地形や土質を考慮し多様種の組み合わせによる植林を行うことで保安林としての機能強化を図る。

(f) 耕地防風林と緑化の推進

耕地防風林への助成と地肌が露出した箇所緑化の推進により、農作物への被害を抑えるとともに耕土流出防止や水源涵養を図る。

b 担い手農家の育成

(a) 経営管理の向上支援

関係機関との連携により、経営研修会等を開催し、経営感覚にすぐれた農家の育成を図る。

(b) 認定農業者の育成

さとうきびや畜産は、担い手への農地集積や作業受託の集約を図る。

狭い農地でも経営可能な園芸等の集約型作目の振興に力を入れ、自立可能で魅力ある農業の確立を目指す。

c 園芸の振興

(a) 生産体制の整備充実

生産施設の整備を進めるとともに、繁忙期に経験を有した人材を派遣できる人材派遣システムの確立等により、園芸作物の生産拡大と高品質化を図る。

(b) 求められる商品づくりと販売体制の充実

消費者や市場のニーズを的確に把握して、売れる商品づくり・選ばれる産地づくりを目指す。

規格外品や地場産物を使った特産品づくりを支援する。

d さとうきびの振興

(a) 機械化と作業受託体制の整備

担い手への農地集積を図るとともに、担い手による受託を中心とした作業の機械化と適期管理を行い、労力軽減と生産向上を図る。

(b) 畑地かんがい施設の整備

畑地かんがい施設の年次的整備を行うとともに、早期植え付けと優良品種の導入による増収を目指す。

e 畜産の振興

(a) 粗飼料の安定確保

飼料畑の更新、適期刈取や施肥改善、かん水等の栽培技術の向上を図るとともに、さとうきび農家等との期間借地や連携による粗飼料確保、未利用資源の飼料化や長大作物の導入等により効率的な粗飼料生産体系を確立する。

(b) 畜産経営の充実

飼養管理技術の向上や敷料の確保により、子牛の事故率の低減に努める。高齢牛の計画的な更新、適正交配と優良素牛の導入・保留に努める。

機械の共同購入や共同利用を推進するとともに、パドック型牛舎や簡易牛舎の導入・牛舎内の暑熱対策を促進する。

(c) 家畜排泄物の適正処理

家畜排泄物の適正処理と良質堆肥の速やかな農地還元を図る。

(d) 家畜伝染病等への対応

家畜伝染病等の侵入及び感染防止に努める。

(e) 死亡獣畜の適正処理

死亡獣畜を適正に処理するため、管理運営・設備更新に努める。

f 環境保全型農業の推進

(a) 土づくりと施肥低減の推進

良質堆肥の施用や夏季の緑肥栽培による土づくり、土壌診断に基づく国内肥料資源利用の推進や単肥配合、肥効調節型肥料等を活用した施肥の削減を目指す。

(b) 有機栽培等の普及

消費者の安心・安全ニーズに応えるため、有機栽培や減農薬栽培等の生産技術の向上に努めるとともに、安定的で有利販売のできる販路の拡大に努める。

(c) 赤土流出対策

ほ場内土砂溜や流末沈砂池を整備するとともに、緑肥作物の作付け、法面への植栽やグリーンベルトの設置を進める。

(d) 島内自給率の向上

生産者の連携を図り、地場産農産物の利用促進と生産体制の整備を図る。

(イ) 水産業

安定的な水産業経営を図るために、「獲る漁業」だけでなく、「作り育てる漁業」の育成を基本とし、海洋資源の保護を進めながら、加工品の開発や養殖を推進し、より生産性の高い水産業の振興を図る。また、漁業施設や環境の整備を推進し、観光と漁業の連携を図り、観光漁業を推進する。

a 作り育てる漁業の推進

(a) 豊かな海の土台となる藻場を再生するために、海藻が生育しやすい環境をつくとともに、人為的な手法により繁殖を促す。

(b) 恵まれたイノー（内海）環境を活用し、伝統的な海藻・貝類の養殖を推進し、新たな特産物による島興しを図るとともに、水産資源回復技術を培う。

(c) 海洋汚染を防ぐための総合的な環境保全対策を講じるとともに、栽培漁業や鮮度保持の研究に取り組み、周辺海域に適した種苗の放流を推進し、内外海の豊かな水産資源の確保に努める。

(d) ソデイカ・タチウオ・マチ類の資源調査を行い、禁漁期間の周知徹底と資源保護を進める。

b 集落による漁業づくり

(a) 豊かな海づくりのため、海底耕起等により力強く豊かな藻場の造成を行う。

(b) オニヒトデやレイシガイダマシの駆除により、サンゴの再生を促し多様な生態系を取り戻す。

(c) 新たな漁業への取り組みや、未利用資源の加工品への開発を促進する。

c 施設の充実と環境整備の推進

(a) 漁港の周辺環境、景観整備を進め、観光ポイントの一つとしてセリ市や売店の充実を図りつつ、加工特産品の販売を含めて観光と漁業を組み合わせた魅力ある漁業を目指す。また、茶花地区の港湾海岸（コースタルリゾート）からの飛砂防止対策として、離岸堤の新設や人工海岸の養浜事業を推進する。

(b) 製氷施設・冷凍施設の維持・修繕を図り、安定して新鮮な魚を市場に出荷できるようにする。

d マーケティング対策の充実

市況情報等を随時入手し、取引可能な市場開拓を進め、漁業者が有利販売できるシステムの確立を図っていく。

イ 地場産業の振興

(ア) 経営の革新と経営基盤の強化

意欲ある中小企業者の経営革新を支援するため、公益財団法人かごしま産業支援センターにおける情報の提供や経営診断・助言、人材育成等の各種支援を活用するとともに、他の支援機関との連携体制の充実・強化を図る。

(イ) 技術の高度化と交流

町内企業の新技術や新商品の開発力を高めるために、試験研究機関や大学等関係機関との連携により町内企業の技術の高度化を進める。また、町内外の消費者や観光客に対応したモノづくりや、異業種交流により、地域企業のもつ技術・情報等の経営資源の交流を促進する。

(ウ) 町外ビジネスの展開

町産品の販路開拓や取引機会の拡大等を促進するため、かごしま遊楽館や社団法人鹿児島県特産品協会が開催する物産観光展等における町産品の広報宣伝・展示紹介のほか、アンテナショップを通じた商品評価や消費者ニーズの把握により、大消費地における販路拡大等を促進する。

ウ 企業の誘致対策

本町の自然環境や立地環境に適した部品製造関連産業やICT（情報通信技術）関連産業、観光関連産業等をはじめ、今後成長が期待される環境や医療・福祉分野の企業誘致に取り組む。

エ 起業の促進

(ア) 創業の促進

本町の農水産物などの各種資源や独自の技術を生かし、ビジネスモデルを創出することが求められている。このため、産学官連携の下、研究開発から事業化までの

技術面、資金面、経営面の総合的な支援が行えるよう、与論町創業支援協議会や公益財団法人かごしま産業支援センターを中心とする総合的な支援体制の充実・強化を図る。また、資金調達のサポート等各種施策を有効に活用した創業基盤の整備を進めるとともに、ベンチャー企業等の初期投資の軽減を図る。

(イ) 新技術の開発と事業化の推進

新事業の創出を図るためには、社会経済の変化に対応した新技術の開発とその事業化を促進する必要がある。このため、県工業技術センターや公益財団法人かごしま産業支援センター等との連携による地域企業のニーズや市場動向に的確に対応した研究開発や、企業・大学等と連携した共同研究を推進し、新技術の開発に取り組む。また、専門家による経営指導、マーケティング支援など、企業ニーズに応じた適切な支援を行う。

(ウ) 創造性に富んだ人材の育成

新事業創出の旗手として 21 世紀の与論町をリードしていく起業家を数多く輩出するための環境づくりに取り組むため、起業化に取り組む個人や創業間もない企業等を対象に、ビジネスプランの作成など起業化に必要なノウハウや、情報等を提供するセミナー等を、各種支援機関と連携を取りながら開催するとともに、ICT（情報通信技術）の進展に対応できる人材の育成を図る。

オ 商工業の振興

商工会の各種事業の支援、新商品の開発、人材育成のための研修等を推進するとともに、インターネットを活用した販路拡大を推進し、商工業の活性化を図る。また、魅力ある個店づくりを支援し、商店街環境の整備を推進する。

(ア) 商工業の育成

地域 ICT 事業等を活用し、販路拡大及び新分野開拓等に係る事業を商工会と連携して積極的に推進する。

(イ) 経営金融対策

商工業の経営強化対策を金融機関及び商工会とも連携しながら進める。

(ウ) 魅力ある商店街づくり

個性ある個店づくりを支援し、商店街全体の買い物客に対する交通面・サービス面等の向上を図り、魅力ある商店街づくりを進める。

(エ) 商工業振興の推進体制づくり

商工会の育成強化を図り、経営の近代化・情報化等に対応できるような体制づくりを支援する。

カ 観光の振興

与論の自然、農業、水産業、伝統文化など島の資源を活用した自然体験型観光地づくりと農山漁村宿泊体験の受入体制づくりを推進し、与論独自の特色ある観光振興を図る。旅行客の入込客数が増加に転じることも予想されるため、航空機の増便やフェリーの利用促進、島内 2 次交通や宿泊施設の整備等の対策を講じる。観光客増加の一

因として、マスコミやSNS等を活用したPR効果が挙げられているため、美しい与論の海と干潮時に沖合に浮かぶ百合ヶ浜を全国に情報発信し、知名度の向上を図る。また、各種イベントの充実により、交流人口の拡大を図り、年間を通じた観光メニューの創出と観光施設の整備を進める。さらに、海・空・陸の自然環境保全や景観整備、伝統文化等の保全に努め、イメージアップを図り、癒される島づくりを進める。

(ア) 観光誘客対策

各メディア（テレビ、新聞等）への対応に加え、Webページ、SNS等を活用し、イベント等島外に積極的に最新の情報発信に努める。さらに、町民一人ひとりが与論観光のセールスマンであるという意識の醸成を図っていく。

(イ) 受け入れ対策

繁忙期には航空機が満席で搭乗できないため、航空会社へ増便要請を行う。また、フェリーの認知度や利便性向上等による利用促進、島内2次交通の整備・充実に努める。また、ホテルの閉鎖に伴う宿泊受入れ可能人数の減少により、島内の宿泊客の減少が危惧される。受入体制の強化と観光客の多様なニーズに応えるため施設の開業や高付加価値化、ユニバーサル対応等の促進を図る。農山漁村宿泊体験を観光商品として確立するため、地域住民への理解と協力をお願い、農山漁村宿泊体験受け入れを推進する。

(ウ) 与論独自の観光地づくり

島の多様なメニューを複合し、沖縄とは違う独自の観光メニューにより、短期の滞在を長期滞在にシフトさせ、泊数の増加を目指す。また、メディアにも多く取り上げられる大金久地区（百合ヶ浜への経由地）を観光拠点とするため施設やその周辺地域の整備やリニューアルを行う必要がある。

(エ) ヨロンマラソンの充実発展

ヨロンマラソンの基本理念を継承しつつ、新たな市民ランナーの要望も取り入れた新しい市民マラソンの形を創る。

(オ) 推進体制づくり

ヨロン島観光協会のDMO化を主軸に、観光関連業と連携を図り、受け入れ態勢の充実を図る。全国の郷友会などとの連携を図り、与論町の観光施策を幅広く展開していく。

キ 特産品の開発

ヨロン特産品支援センター等の活用を促進し、農業・観光・商業が連携して、ユニークな特産品開発を進める。

(ア) 地場産加工品の創出

- a 加工技術の提供や関連する情報の提供により創造性豊かな特産品づくりを推進する。
- b ヨロン特産品支援センターの設備の充実と利用促進により加工技術の向上を図る。
- c 多様な生態系を利用した薬草やハーブ等の生産加工や、亜熱帯性気候を利用

した発酵技術の導入により高付加価値化を図る。

(イ) 島内産物有効活用システムの構築

関係機関と協力し、農水特産物やその未利用資源を有効に活用すべく、粉末等の低コストで保存性の高い形態への加工に取り組む。

(ウ) 先進的情報収集による開発促進

早期情報収集やユニークな商品開発を推進し、島から発信する特産品開発を図る。

(エ) 農・商・工の連携

農・商・工が連携し人材育成及び特産品開発、製造、販路開拓を一体的に取り組めるようなネットワークの構築に取り組む。

(オ) オンリーワンブランドの創出

ヨロン独自の特産品を守り育てるべく、オンリーワンの特産品に対して優先的PR・商標登録等を推進していく。

(2) 現況と問題点

ア 農林業

(ア) 農業基盤整備

基盤整備状況

項目	区画整備(ha)			畑地かんがい(ha)			農道整備(km)		
	要整備量	整備済	整備率 (%)	要整備量	整備済	整備率 (%)	要整備量	整備済	整備率 (%)
与論町	1,000	701	70.1	863	286	33.2	120	95	78.7
奄美全体	16,230	12,486	76.9	12,870	7,432	57.7	2,060	1,754	85.1
県全体	103,500	71,426	69.0	56,100	31,186	55.6	18,800	11,716	62.3

出典先：令和6年度市町村別整備水準調査（令和7年3月末現在）

面積・人口・戸数等

総面積 (ha)	人口 (人)	総戸数 (戸)	耕地面積 (ha)	耕地率 (%)	農家人口 (人)	農家戸数 (戸)	戸当り耕地面積(ha)
2,058	4,972	2,228	1,102	53.5	1,751	771	1.43

出典先：令和6年奄美群島の概況、2020年農林業センサス

- a 農地基本台帳、住民基本台帳、農地地図情報システムをそれぞれ活用しているが、それぞれのデータを融合し、更新できるシステムを導入する必要がある。
- b 農業農村整備事業により分散している土地の集約化や形状が不整形な土地を整形するなど、大型機械や施設が導入できる生産基盤の整備を推進しているが、今後農家の高齢化による荒廃農地発生が懸念されており、農地の流動化により担い手農家への農地集積を促進する必要がある。
- c 農業用水は雨水・地下水に頼っており、貯水槽やボーリング施設を整備する

には、多額の資金が必要となるため、農家の施設整備費に対する一部助成を行い、農業用水の確保に努めている。また、県営事業を導入することにより、ほ場整備と併せて畑地かんがい施設の整備を推進し、農業収益の向上を図っている。

- d 作物の生育の基本となる土壌を改良することにより、農業生産基盤の強化を図る必要がある。
- e 保安林（モクマオウ）は老木化が進み、度重なる台風の被害でその機能を損ないつつある。
- f 防風林帯が整備されていないため、台風襲来の度に農作物が被害を受けているが、一筆毎の面積が小さく植林による作物への影響も懸念される。
- g 島内各箇所に溜池が整備されているが、生活雑排水の流入による水質汚染が懸念される。

(イ) 担い手農家の育成

認定農業者の年次別推移（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
与論町	114	116	117

出典先：令和6年度奄美群島の概況（各年度）

- a 生産資材の高騰や生産物価格の低下などのため、きめ細やかなコスト管理が求められる。
- b 簿記記帳率や青色申告率が低く、自らの経営状況をしっかりと把握している農家が少ない状況である。
- c 経営状況が把握されていないため、過剰投資や、制度資金が利用できない農家が見られる。
- d 農地面積を必要とするさとうきび・畜産については、農地の流動化が進まず、生産拡大が困難となっている。
- e 農業所得が低く、専業農家や新規就農者が少ない状況である。

(ウ) 園芸の振興

主要作物の販売実績（令和6/7年期農協共販）

作物	生産戸数 (戸)	面積(ha)	出荷量	出荷額 (千円)	10a 当り	
					出荷量	出荷額(千円)
里 芋	91	15	96t	77,295	0.6t	515
インゲン	97	20	93t	112,788	0.5t	564
ニガウリ	8	1.1	41t	25,039	0.4t	2,276
ソリダコ	5	0.7	15,339本	15,339	2,191本	2,191
トルコギキョウ	5	1.1	32,970本	32,970	2,906本	2,997

出典先：与論町産業課

- a 施設を活用して比較的少ない面積でも高い収益を上げる園芸農家が育成されてきている。
- b 市場出荷だけでなく、安定的な契約出荷も拡大しつつある。
- c 高価格・高品質の作物を安定的に生産するためにビニールハウス等の整備が必要である。
- d 収穫期に労働が集中するため、規模拡大が進まず、過労や栽培管理不足による品質低下などが見られる。
- e 生産に伴って発生する規格外品の有効活用を図る必要がある。

(エ) さとうきびの振興

さとうきび生産量及び販売額の推移

年度	H30/R1	R1/R2	R2/R3	R3/R4	R4/R5	R5/R6	R6/R7
生産量(t)	24,396	23,392	25,921	24,642	23,769	19,597	23,745
販売額(千円)	520,944	526,167	602,707	664,024	568,103	525,640	567,448

出典先：与論町産業振興課

耕地面積に占める作付面積別順位（令和4年度）

総面積	1位	2位	3位	4位	5位
与論町 (888ha)	さとうきび 425ha 48.5%	飼料作物 403ha 46%	里芋 25ha 2.8%	いんげん 20ha 2.3%	花き(切花)、甘しょ 4ha 0.4%

出典先：令和6年度奄美群島の概況

- a 県営畑地帯総合整備事業により畑かん施設の整備が進んできている。
- b かん水施設のないほ場については糖業振興会がかん水車によるかん水を実施し、干ばつ対策を行っている。
- c 植付時期や栽培管理の遅れにより単収が上がらないほ場が見受けられる。
- d かん水が不十分なため、干ばつ時には立ち枯れほ場が多く発生している。

(オ) 畜産の振興

肉用牛の出荷頭数及び販売額の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出荷頭数 (頭)	2,811	2,773	2,819	2,800	2,874	2,925	2,892
販売額 (千円)	1,883,746	1,894,607	1,894,547	1,728,626	1,907,326	1,821,000	1,410,143

出典先：与論町産業課

農業産出額に占める主要作物順位（令和4年度）

（単位：百万円）

総額	1位	2位	3位	4位	5位
2,791	肉用牛 1,821	さとうきび 568	里芋 101	いんげん 124	ソリダゴ・ソリ ダスター 67

出典先：令和6年度奄美群島の概況

- a 農地が狭く、流動化が進まないため飼料畑の拡大が困難となっている。
- b 永年飼料畑が多く、更新されていないほ場が多い状況である。
- c 飼料畑が狭く、特に秋から冬にかけての粗飼料の自給率が低い状況である。
- d 永年更新されていない畑や窒素肥料に偏った施肥、刈遅れなどにより、粗飼料の品質や生産性が低くなっている。
- e 農家の経営規模が拡大傾向にあり、飼養頭数も増加している。
- f 長雨時などに畜舎環境が悪くなりやすく、子牛が下痢で死亡する事例が多くなっているため、ラブセンターで生成された木材チップ等を敷料として活用する必要がある。
- g 10歳を超える高齢牛が出産した子牛価格は安値となる傾向があるため、素牛の更新を図る必要がある。
- h 畜舎建設や機械導入にかかるコストが高く、規模拡大が困難となっている。
- i 10頭以上を飼育する農家では堆肥舎の整備が進んでいるが、10頭未満の小規模農家では、ふん尿の野積みや畜舎外への流出が見られる。

(カ) 環境保全型農業の推進

- a 堆肥センターの稼動により、良質堆肥の投入が広がりつつある。
- b 有機物の投入不足のほ場が見られる。
- c 過剰な堆肥や化学肥料の投入、畜産し尿の堆積により、地下水や海洋汚染が懸念されている。
- d 有機栽培については、栽培技術が難しく、費用や労力もかかることから生産者が少ない状況である。
- e 減農薬栽培等については、有利販売ができていない状況である。
- f ほ場整備地区においては、ほ場沈砂地や流末沈砂地を整備しているが、降雨時には裸地になっているほ場を中心に赤土流出が見られ、海域汚染につながっている。
- g 島内で消費されている野菜の多くは島外から移入されている。
- h 給食センターで島内産野菜が利用されているが、使用量はまだまだ少ない状況である。
- i 地場産の生産物における安定的な供給体制が整っていない状況である。

イ 水産業

水揚量及び水揚高の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水揚量(t)	308	268	282	233	264	337	253
水揚高(百万円)	268	223	232	216	262	354	259

出典先：与論町漁業協同組合総会資料

与論町漁業協同組合の状況（令和6年度末現在）

役員		組合員数		
理事	監事	正組合員数	準組合員数	合計
6	3	59	200	259

出典先：与論町漁業協同組合総会資料

- (ア) ソデイカや瀬物等の高級魚及びシビ・カツオなどの回遊魚により漁家の経営安定を図っているが、取り巻く環境の変化により、水産資源の減少が将来にわたって懸念されている。
- (イ) シラヒゲウニ等、礁内外の水産資源が減少しているにもかかわらず、その対策は遅れており、資源の回復のために藻場の造成や有害生物の駆除等、長期の継続した総合的な施策が必要となっている。
- (ウ) 近年、漁船は大型化しているが、魚価の低迷、燃油の高騰により、漁業所得は低下しており、新しい漁法の開拓や高付加価値化への取り組みが必要である。
- (エ) 漁港周辺にコンテナを含め漁具等が雑然と置かれる等、漁港の景観を損ねるような状況が見られる。また、将来観光産業との一体化を進めるため、周辺環境や施設の整備を進める必要がある。更に、茶花地区の港湾海岸の後背地には多くの住宅があり、港湾海岸からの飛砂防止対策を求められていることから、離岸堤の新設や人工海岸の養浜を行う必要がある。
- (オ) 加工施設の有効利用策として特産物の開発に取り組み、観光土産品として販売できる体制が必要となっている。
- (カ) 製氷の維持管理を行うと共に、セリ売り・研修室施設の老朽化が著しく修繕もしくは更新を図り組合員や職員の作業性・安全性を確保する必要がある。
- (キ) 大型船の増加に伴い、漁船の修理施設の整備・拡充を図る必要がある。
- (ク) 大型台風や季節風の影響を軽減するため、漁港外郭施設の整備（嵩上）を行い、港内静穏度を高め準備係船中の作業等の効率化を図る必要がある。

ウ 商工業

業種別事業所数（令和5年度末現在）

業種	建設業	製造業	運送業	不動産業	卸売業	小売業			
						一般小売店	飲食店	計	
事業所数	31	21	6	4	8	99	40	139	
業種	サービス業						計	その他	合計
	ホテル・旅館	自動車整備	観光サービス	理容・美容	クリーニング	計			
事業所数	25	9	14	27	2	77	22	308	

出典先：令和6年度版与論町町勢要覧

- (ア) 時代の変化とともに、商工業者を取り巻く状況が変化（安価で良質な品物がインターネットや通信販売等により容易に購入できる）しており、島民のみを対象にした販売や価格競争では多様なニーズに対応できなくなっている。
- (イ) これまでインターネット等を通じた新たな販路拡大にシフトするための人材育成や、新商品の開発及び若手の新規起業の意欲を刺激するための施策を進めてきたが、更に重点的に推進していく必要がある。
- (ウ) 近年の世界的な不況のあおりを受け、島内の商工業者においては資金繰り等苦しい状況が続いている。
- (エ) 国・県の中小企業金融対策等を注視しながら、島内金融機関とも連携を図り、商工業者への速やかな融資等の対応に努める必要がある。
- (オ) 店舗の老朽化に加え、商店街の周辺環境において不便を来しているため、魅力ある個店づくりの取り組みや、商店街の環境整備を図る必要がある。
- (カ) 後継者のいない商工業者が増えてきているので、空き店舗の利活用や事業承継等の対策が必要となっている。
- (キ) 本町の置かれている外海離島の地理環境を背景として、台風や季節風による定期船の抜港及び条件付運航が頻発し、輸送途中の生鮮物資が商品価値を失うことで町内の小売業や観光業に大きな損失が生じており、本町内での社会経済活動の衰退が昂進する一因となっている。

エ 観光業

宿泊施設（令和6年4月現在）

ホテル	旅館・民宿・ペンション	総収容人員
3	33	1,117人

出典先：ヨロン島観光協会

年間旅行客入込数の推移（人）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
飛行機	36,933	39,145	38,495	39,078	20,074	27,746	31,825	35,625
船	33,938	33,057	30,555	30,254	14,284	13,832	19,433	23,418
計	70,871	72,202	69,050	69,332	34,358	41,578	51,258	59,043

出典先：ヨロン島観光協会

- (ア) 旅行客の入込客数は、平成27年度から令和元年度までは7万人前後と堅調な状況であったが、令和2年度はコロナ禍による影響を受け前年よりも概ね半減した。近年は入込客が回復傾向にあるが、引き続き入込客の増加を図る必要がある。
- (イ) 旅行者の離島航空運賃が割高であり、旅行者の経済的負担が大きく、与論観光における大きな支障となっている。
- (ウ) コロナ禍により旅行形態や観光のスタイルに多様なニーズが生じたこともあり、

島内では「持続可能な観光地づくり」への取り組みが始まっている。特に、食の魅力化や体験コンテンツの多様化・高付加価値化等により観光消費額の増加及び域内調達率の向上等により、観光による経済波及効果の最大化が必要である。

- (エ) 持続可能な観光地づくりのため、責任ある旅行者の誘客に向けた受け入れ体制の強化や宣伝内容の充実を図っていく。また、船・航空会社及び旅行業者への定期的な誘客企画提案を継続するとともに、沖縄や奄美群島と連携した広域誘客が求められている。
- (オ) ホテルの閉鎖や施設の老朽化、担い手の高齢化に伴う宿泊受入れ可能人数の減少により、島内の宿泊客の減少が危惧される。また、島内の移動手段が少なく、2次交通の整備・充実を図ることが急務である。
- (カ) 持続可能な観光地づくりのため、従来の宿泊施設や観光施設のユニバーサル対応の整備が急務となっている。また、農山漁村宿泊体験等の導入に向けた新たな宿泊体制の整備が必要である。
- (キ) 島内では様々な体験メニューがあるが、ガイド不足等のため受入体制についても充実しているとは言い難い状況である。
- (ク) 与論島の海・星空・自然・文化などをメニューとするゆんぬツーリズムにより、体験型観光地づくりを充実させるとともに、与論島らしい長期滞在型の島づくりへの検討が必要である。
- (ケ) 令和5年にヨロンマラソンが30回目の節目を迎え、受入れ宿やボランティア数の不足により、大会運営について懸念される。ボランティア体制について検討を図る必要がある。また、今後、より一層の経費の適切な支出と新たな財源の確保やサンゴ礁基金等を活用した運営の継続を図る必要がある。
- (コ)

オ 特産品開発

- (ア) 農水産物の加工は主に家庭用であり、商品化への取り組み意識は低い状況である。
- (イ) 園芸野菜の規格外品等は、年間150tにも上ると推計されているが、その殆どは安価での販売及び廃棄されている状況である。
- (ウ) 季節的な作物は利用時期が限られているため、通年で利用できるよう保存法を確立する必要がある。
- (エ) 市場に対応した情報収集、取り組みが後手となっている。
- (オ) 農業・観光・商業とのつながりを生み、相乗的に牽引する特産品が不足している。
- (カ) 農業・観光・商業が一体となり島の産業を発展させるためには、オンリーワンの特産品開発が急務である。

(3) その対策

ア 農林業

(ア) 農業基盤整備

基本事業	事業概要
(1) 農地基本台帳、住民基本台帳照合、農地地図情報システムの整備	
農地地図情報システムの整備	農地に関する情報をシステム化することにより、農地の適正管理と有効的活用を促進する。
(2) 農地の流動化、集約化の促進	
ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業により、農地の整形集約化を図り、営農の効率化・担い手への農地の集積を促進する。
イ 町単独農地流動化事業	さとうきびを主に6年間の賃貸借期間を条件に借り手・貸し手に助成し、流動化を促進する。
(3) 水資源の確保	
ア 県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業を推進し畑地かんがい施設の整備を促進する。 また、整備済み地区における利用率の向上を図る。
イ 農業基盤整備促進事業	老朽化した土地改良施設の補修・改修を行い、施設の長寿命化を図る。
(4) 土層改良事業による土づくり	
県営畑地帯総合整備事業の推進	農業農村整備事業実施地区を対象に土壌改良資材・堆肥の投入等による土づくりを推進する。
(5) 保安林・防風防潮林の整備	
保安林改良事業	保安林への植林を推進する。
(6) 耕地防風林と緑化の推進	
町造林事業	農家へ苗木購入費の支援と緑化の推進を行う。

(イ) 担い手農家の育成

基本事業	事業概要
(1) 経営管理の向上支援	
経営研修会等の開催	関係機関と連携し、PCによる農業簿記研修会や定期的な経営診断等を行う。
(2) 認定農業者の育成	
重点支援の実施	やる気と能力のある認定農業者への各種支援策の活用や、関係機関による重点的な支援や研修制度を充実させる。

(ウ) 園芸の振興

基本事業	事業概要
(1) 生産体制の整備充実	
ア 農業創出緊急支援事業の導入	ビニールハウス・平張施設、かん水施設の整備を推進する。
イ 重点作物品質向上対策事業（町単）	重点作物の品質向上に要するビニールハウス、トンネル等の施設導入費用の補助を行い、生産向上を図る。
ウ 重点品目生産支援対策事業（町単）	重点品目の植え付け関連作業委託及び病害虫防除業務委託に係る経費を助成し、負担軽減を図る。
ウ 新規作物の導入	新規作物の検討を行い、有望な作物については、導入を進める。
エ 特殊病害虫への対策	国が指定する特殊病害虫の侵入が確認された際に、緊急的な侵入・蔓延防止、根絶防除を図り農作物に対する被害を防ぐ。
(2) 求められる商品づくりと販売体制の充実	
ア 販路の開拓・調査	市場調査等の適宜実施と安定的な契約出荷を推進する。
イ 特産品支援センターの活用	農産加工品の開発・支援を行う。

(エ) さとうきびの振興

基本事業	事業概要
(1) 機械化と作業受託体制の整備	
作業受託体制の整備	担い手を中心とした管理作業や収穫の作業受託体制を整備し、省力化と適期管理に努める。
(2) 畑地かんがい施設の整備	
ア 県営畑地帯総合整備事業	基盤整備完了地区を対象に、畑地かんがい施設を整備する。
イ 干害対策施設整備事業（町単）	個人で導入するかん水施設に対する補助を行い、農業用水の確保に努める。

(オ) 畜産の振興

基本事業	事業概要
(1) 粗飼料の安定確保	
ア 担い手への農地集積と耕畜連携システムの確立	担い手への農地集積を図るとともに、園芸農家やさとうきび農家との耕畜連携システムを構築する。
イ 飼料生産技術の向上	研修会等により飼料作物の生産技術向上を図るとともに、長大作物の導入を推進する。
(2) 畜産経営の充実	
ア 肉用牛導入基金事業の活用促進	肉用牛導入基金の活用により優良雌牛の導入拡大を支援する。
イ 畜産基盤再編総合整備事業の導入	採草地の造成や畜舎の整備を支援する。
ウ 畜産暑熱対策事業の活用推進	肉用牛の暑熱対策に係る経費の一部を助成し、健全で高品質な肉用牛の生産を支援する。
ウ 敷料化施設の導入	雑木・雑草等の未利用資源の敷料化施設の生産機能強化を進める。
(3) 家畜排泄物の適正処理	

ア 堆肥舎の整備促進	小規模畜産農家における堆肥舎の整備を推進する。
イ 堆肥センターの活用による堆肥の回収	堆肥センターによる堆肥の回収処理を行い、良質堆肥の確保に努め、堆肥の生産・供給にあたり、堆肥センターの機能強化に努める。
(4) 家畜伝染病等への対応	
防疫体制の整備強化	家畜伝染病等発生時の消毒等、関係機関と全ての農家が一体となった防疫体制の整備・強化に努める。

(カ) 環境保全型農業の推進

基本事業	事業概要
(1) 土づくりと施肥低減の推進	
ア 土壌診断センターの活用	土壌分析により肥料の適正施肥に努める。
イ 堆肥センターの活用	農家のニーズに応じた良質堆肥の供給により、環境にやさしい土づくりを推進する。
(2) 有機栽培等の普及	
ア 生産性の向上	実証ほの設置や研修会の開催等により栽培技術の向上に努める。
イ 販売体制の整備	契約販売等により、環境保全型農業によって生産された農産物の販売体制を整備する。
(3) 赤土流出対策	
赤土流出の防止	緑肥作物の植え付け、法面植栽等の推進を行うとともに、排水路・沈砂地の保全活動を実施し農地からの土壌流出防止に努める。
(4) 島内自給率の向上	
学校給食や事業者との連携	島内野菜について学校給食での利用を進めるとともに、旅館業者や飲食店などとの連携を図り、地産地消を進める。

(キ) 農林水産品輸送費支援

基本事業	事業概要
(1) 農林水産品輸送費支援	
農林水産品輸送費支援	奄美群島振興交付金(条件不利性改善事業)

	<p>による奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業を活用し、本町から本土へ移出する農林水産物のうち、戦略産品として県が指定する品目を対象に、移出費用を支援することによって、これまで実施が困難となっていた販路拡大や生産拡大を促進する。</p>
--	--

イ 水産業

基本事業	事業概要
(1) 作り育てる漁業の推進	
<p>ア 豊かな海づくり</p>	<p>豊かな藻場やサンゴ礁をはじめとする海洋環境の回復・保全に取り組み、海洋資源を涵養するべく、海藻の生育しやすい環境整備や繁殖助長を図る。</p>
<p>イ 海面養殖への取り組み</p>	<p>島にある海藻資源等の研究・養殖を行い、海面養殖の推進を図る。</p>
<p>ウ 栽培漁業の推進</p>	<p>官学連携した種苗の選定・放流を行い、栽培漁業の推進を図る。</p>
(2) 集落による漁業づくり	
<p>離島漁業再生支援事業の推進</p>	<p>与論島漁業集落の活動を通して、豊かな海を取り戻すための藻場の造成や、有害生物の駆除及び新たな漁法・養殖・加工品の開発に取り組む。</p>
(3) 施設の充実と環境整備及び観光との連携	
<p>ア 加工施設等の充実</p>	<p>加工施設の充実を図るとともに加工特産品の開発、保存技術の向上、販路開拓による消費の拡大を図る。</p>
<p>イ 製氷施設・冷凍施設等の充実</p>	<p>鮮度の高い魚を市場に出荷するため、製氷施設・冷凍施設の維持・管理を行う。</p>
<p>ウ 環境整備と観光との連携</p>	<p>市場・販売店を組み合わせ漁協周辺の環境美化を進めるとともに、観光産業と連携した水産振興を推進する。</p>
<p>エ 漁港施設の整備</p>	<p>老朽化した漁港施設の整備・更新を行い、漁協組合の業務遂行と安全を確保すると共</p>

<p>オ 港湾海岸（コースタルリゾート）の整備</p>	<p>に、漁船の安全な係留や上架・下架の作業の安全性及び利便性の向上と岸壁での積載・荷揚等の効率化を図る。</p> <p>港湾海岸からの飛砂防止のため、離岸堤の新設及び人工海浜の養浜を行う。</p>
<p>(4) マーケティング対策の充実</p>	
<p>ア 市況情報提供システムの確立</p>	<p>インターネット等を活用した特産品販売、市況情報の供給システム等の確立を進める。</p>
<p>イ マーケティングの推進</p>	<p>市場によって、より有利に対応できるように販売網の整備を図って行く。</p>

ウ 商工業

<p>基本事業</p>	<p>事業概要</p>
<p>(1) 商工業の育成</p>	
<p>地域ICTを活用した商工業の活性化と農商工連携による特産品開発の推進</p>	<p>与論町創業支援協議会を中心に、インターネットを活用した販路の積極的開拓を推進するとともに、農商工連携による特産品開発を推進する。併せて商工業者の経営革新や新分野開拓のための研修会等を開催し、商工業の活性化を図る。</p>
<p>(2) 経営金融対策</p>	
<p>中小企業への金融対策の強化</p>	<p>県の経営金融課及び商工会・金融機関と連携を図り、中小企業の経営安定のための対策を推進する。</p>
<p>(3) 魅力ある商店街づくり</p>	
<p>魅力ある中心市街地の形成、空き店舗の利用促進</p>	<p>公共駐車場の整備や公園整備を行うとともに緑化・美化を促進し、中心市街地の環境整備を図る。長期間空き店舗として活用されていない施設を調査し、U・Iターン者等に向け情報提供を行い、起業に繋げ商店街の再生を図る。</p>
<p>(4) 商工業振興の推進体制づくり</p>	
<p>商工会の育成強化</p>	<p>商工会の育成強化を図り、各種振興事業の支援を行い、商工業の活性化を推進する。</p>
<p>生鮮物資の低温輸送環境の強化</p>	<p>定期船に冷蔵コンテナを配備し、生鮮物資の移出入の際の低温輸送環境を強化する。</p>

エ 観光業

基本事業	事業概要
(1) 観光誘客対策	
<p>ア 持続可能な観光地づくりの推進</p> <p>イ 責任ある旅行者の誘客</p> <p>ウ 沖縄～ヨロン～奄美の観光ルート の確立</p> <p>エ 地域ICT事業の活用</p> <p>オ 各種会議の与論誘致の推進</p>	<p>持続可能な観光地づくりの認知度向上に取り組む誘客に努める。</p> <p>与論島の自然・文化・景観の魅力、持続可能な観光地づくりの取組を島外へ積極的に発信し、責任ある旅行者の誘客に努める。</p> <p>与論島単独での誘客から沖縄や奄美群島を含む琉球弧全体での誘客を目指し、観光商品の確立を目指す。</p> <p>ICT利活用による島民と観光客や全国各地の皆さんとの交流ネットワークを構築する。</p> <p>各地で開催している各種会議等については、可能な限り与論誘致を行い、地元経済の活性化を推進する。</p>
(2) 受け入れ対策	
<p>ア 農山漁村宿泊体験受入対策</p> <p>イ 教育旅行等の誘致</p> <p>ウ 新しい旅行商品の造成と既存商品の複合型プランの造成</p> <p>エ 人材育成及びホスピタリティの醸成</p>	<p>観光協会及び各種業界団体、農山漁村宿泊体験受入れ家族等と連携を図り、農山漁村宿泊体験ができる方策に取り組む。</p> <p>海洋・農業・自然・食・文化等を体験できるメニューの充実を図り、観光協会・観光関連業とも連携しながら、小規模人数の教育旅行等の受け入れ体制づくりを進める。</p> <p>癒し型の探索ツアー等新旅行商品を造成し、また、旅行会社等の沖縄ツアー商品と現地ツーリズム商品の複合型プランの造成等を図る。</p> <p>観光従事者のリーダー育成を推進するとともに、「おもてなしの心」を育むため、広く島民へ資料や情報を提供しながら、観光客を島全体で迎える意識の醸成を図る。</p>

<p>【オ】 各種スポーツ大会や合宿等の誘致</p>	<p>各種スポーツ施設の整備を図り、スポーツ大会の開催や冬場の温暖な気候を利用したスポーツ合宿の誘致を推進する。</p>
<p>【カ】 島内2次交通の整備・充実</p>	<p>観光客等の島内移動のための2次交通の整備・充実や観光地等の駐車場等のインフラ整備を行い、観光地としての利便性や安全性の向上につとめる。</p>
<p>【キ】 宿泊等観光施設の整備</p>	<p>宿泊施設等観光施設の新規開業や高付加価値化等のための支援により、受入体制の強化・充実を図る。</p>
<p>(3) 与論独自の観光地づくり</p>	
<p>【ア】 「ゆんぬツーリズム」の推進</p>	<p>海洋体験、自然体験、文化体験、与論の暮らし体験など与論独自の体験メニューを観光商品の目玉として売り出し、集客アップを目指す。併せてインストラクターの養成を図り、安定的で質の高い体験型観光を推進する。</p>
<p>【イ】 地域資源の保全及び景観美化の推進</p>	<p>与論島ならではの海・陸・空の自然環境や伝統文化財等を保全・継承するとともに、地域の特性に応じた植栽等の景観美化に努めることにより与論島らしい景観づくりを推進する。</p>
<p>【ウ】 ゆんぬ体験館等の観光施設の活用促進</p>	<p>豊富な体験メニューを創出し、来島者が満足できるよう施設の活用を促進しつつ、既存施設や遊休施設の有効活用を図りながら、新たに必要施設については十分に検討したうえで整備し、与論独自の観光地づくりを推進する。</p>
<p>(4) ヨロンマラソンの充実発展</p>	
<p>オンリーワンのマラソン大会の確立</p>	<p>島人とランナーのつながりを大切にするため、定期的な情報発信やボランティアの方々への感謝を込めた企画等、お互いに気持ちよく大会が運営でき、感動を維持し続けられる体制づくりを推進する。</p>
<p>(5) 推進体制づくり</p>	

観光協会及び各種団体等との連携強化	観光協会、各種関係団体、全国の郷友会及び学生等と連携を図り、与論島の観光施策を推進していく。
-------------------	--

オ 特産品の開発

基本事業	事業概要
(1) 地場産加工品の創出	
ア 特産品開発推進 イ 取り組みやすい加工技術の推進 ウ 発酵技術や天然有効成分を利用したnature食品の推進 nature食品：地場のものを、地場の環境を活かし、低コストでありながら素材の機能を多分に引き出した食品。	島内の資源を活用した特色のある農水産物や加工品づくりなどを推進し、新たな産業となるよう育てていく。また、島の産品を販売・PRする販売所等の整備を図る。 一次産物のパッケージング、乾燥等簡易な加工技術や情報の提供を促進し、加工への意識を高める。 恵まれた気候を活かした家庭用発酵食品造りや多様な薬草の利用推進により島民の意識改善を図り、来島者をターゲットとした島のイメージアップを図る。
(2) 島内産物有効活用システムの構築	
資源有効活用システムの構築	島の農水特産物やその未利用資源を有効に活用できる方法を模索し、その方法を確認することで、広い用途への利用を可能にする。
(3) 先進的情報収集による開発促進	
情報収集とその活用	島内外の先進的情報を共有化し、ユニークな特産品開発を進める。
(4) 農・商・工との連携	
連携ネットワークの構築	農・商・工が連携して島内特産品を開発・育成する。
(5) オンリーワンブランドの創出	
オンリーワンブランド	ヨロンならではの優良特産品に対するバックアップを図り、自信を持って発信できるオンリーワンの特産品へと育てる。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	県営農業農村整備事業負担金（県営土地改良事業等負担金）	県	
		県営水資源開発調査事業負担金	県	
		県営排水路施設整備（ウプインジュ）事業負担金	県	
		町単独灌水対策事業	町	
	(2) 漁港施設	漁港施設整備事業 県港湾海岸環境整備事業負担金	町 県	エプロンの舗装打ち替え・岸壁の嵩上げ工事を行うことで荷役業者と港湾利用者の安全性の確保に寄与する。
	(3) 経営近代化 施設 農業	堆肥生産強化事業（堆肥センター）	町	
		水産業	水産製氷施設整備事業	町

	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	与論町冷蔵輸送環境整備対策事業	町	主に生鮮物の輸送に用いる冷蔵コンテナの導入
	(9) 観光又はレクリエーション	大金久公園整備事業	町	大金久地区へ駐車場や遊歩道、交流広場等を整備
		観光案内板等整備事業	町	観光施設や名所へ誘導する案内板等の整備
		サザンクロスセンター機能強化整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農林水産品輸送費支援（奄美群島外への戦略農林水産品の移出費用を支援）	町	
		水産物流通支援実証事業（沖縄本島への水産物の移出費用を支援）	町	
		糖業振興事業負担金	町	
		特殊病虫害緊急防除事業	町	

(5) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	・ 製造業 ・ 農林水産物等販売業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業 ・ 情報サービス業 ・ 観光サービス業 	日	
--	---	---	--

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
 上記「(3) その対策」に記載のとおり

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

比較的新しい施設が多く、危険な施設はないため、今後も適切な点検・修理を行っていくための点検項目・頻度等について記載したマニュアル等の整備を行い、点検を行っていく体制をとり、危険の早期発見、予防保全による維持管理コストの低減に取り組む。新規施設の整備にあたっては、「与論町総合施設等管理計画」等における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を十分検討し事業計画を策定する。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

町民生活や産業等の各分野において、町民の誰もがICT（情報通信技術）の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、情報化に対応できる人材の育成、SNS等各種情報通信ネットワークの整備と利活用を促進する。また併せて行政情報の確実な伝達とアクセスの利便性を高めるための環境整備等の取組を推進する。

(2) 現況と問題点

- (ア) 観光振興におけるインターネットを活用した誘客及び旅行商品販売体制が必要である。
- (イ) 地域製品のブランド化や地域内外へのインターネットを活用したプロモーション及びECサイトによる販路拡大が必要である。
- (ウ) 光ファイバ等を活用したデジタル産業の誘致・起業を担う人材の確保・育成が求められている。
- (エ) 本町では提供される医療サービスにおいて多くが島外からの専門外来に依存していることから、インターネットを活用した遠隔医療体制の機能強化が求められている。
- (オ) 行政情報の伝達手段として、防災行政無線および印刷物、町HPなどがあるものの、より迅速かつ利便性ある情報伝達の必要性が高まっている。
- (カ) 学校教育における電子教材の活用環境の充実及び伝統行事や芸能等地域文化の保存・伝承を目的とした教育コンテンツの作成・配信など総合的な取り組みが必要である。
- (キ) SNS利用者が急速に拡大し、あらゆる分野において情報伝達手段として影響力が増していることから、こうしたユーザーを対象とした情報伝達の利便性を向上させるために、行政情報のDX化への取り組みが必要である。

(3) その対策

基本事業	事業概要
(1) ICT利活用の普及	
地域ICTの活用促進	地場産業・市街地活性化（仮想ショッピングモール・観光情報、物販、ホテル・旅館等の予約システム等）に係る地域ICTのポータルサイトの利用を促進する。
(2) 住民向けサービスの導入	
ア ITリテラシー研修サービス ITリテラシー：コンピューター等の情報技術の利用能力	インターネットサービス、携帯電話サービス等の使い方を含めたITリテラシー研修を実施して行く。

<p>イ 特産品等のPR・販売促進サービス</p> <p>ウ 企業誘致の促進</p>	<p>町内の産業振興を図るため、ブロードバンドを活用した通信販売サイトの立ち上げや既存のショッピングモール等に出店する方法など、NPO等と協力した体制により販売促進を展開できるように支援する。</p> <p>情報産業の誘致に係る受け入れ体制の整備を検討し実施する。</p>
(3) 情報教育の推進	
<p>学校教育・社会教育における情報化の推進</p>	<p>地域内の児童生徒及び地域住民が自らの生活や社会活動において必要な情報を自ら獲得し、活用できるよう情報教育を推進する。</p>
(4) 行政DX化の推進	
<p>行政情報の効果的発信及び行政事務の効率化に係るデジタル技術の活用推進</p>	<p>住民に対する行政情報のアクセス利便性の向上及び煩雑な行政事務の自動化・省力化を図ることで、行政サービスの質の向上を実現する。</p>

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政情報伝達のDX化	町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当する公共施設の整備は予定していない。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通通信体系の整備及び情報化の推進は、離島地域で地理的条件が不利な本町にとって、地域振興を図るうえで極めて重要な役割を果たすものであり、積極的にその整備を図る必要がある。

町道の整備については、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網の整備を推進する。これらの道路網の整備にあたっては、安全で信頼性の高い道路づくりに努めるとともに、景観等に配慮した道路環境の整備や、高齢者や障害者等が安心して歩行できる道路の整備、道路標識等の整備等安全で快適な道路環境づくりを促進する。また、新規整備のみならず、将来にわたる現道の損傷・劣化等を把握し、効率的な維持管理に努める。

バス路線については、運行費の補助等による路線の維持・確保と利用促進に努める。

港湾については、本町の産業の振興及び生活の利便性の向上を図るため、港湾の課題に対応した施設の整備を進め、航路の充実・強化など円滑な海上輸送の確保を図る。

離島住民の重要な交通手段である離島航路については、生活の安定や農業等の産業振興を図るため、定期船等の安定的な接岸を目的とした港湾・漁港の整備を推進し、安定的な運航の確保を図る。

離島航空路については、滑走路等の施設の劣化や基準改正等に対応した既存施設の機能保持を進めるとともに、空港利用促進の観点から空港ターミナル施設のバリアフリー化を進める。また、離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援を受けながら、航空路線の維持を図る。

ア 県道、町道及び農道の整備

(ア) 県道の整備

本町の幹線道路である県道の改良整備を推進し、円滑な地域交通を確保する。

(イ) 町道の整備

町道の整備については、県道との一体性などに配慮しつつ、地域住民の生活及び産業活動の基盤となる道路網の整備を推進する。特に、町道のうちバス路線、通学道、コミュニティ施設関連道路等の日常生活上不可欠な路線や産業振興上重要な役割を果たしている路線から計画的、重点的な整備を行う。

(ウ) 農道の整備

農道については、生産・流通の合理化と農村環境の改善に資するため、整備を積極的に推進する。

イ 情報化の推進

町民生活や産業等の各分野において、町民の誰もがICT（情報通信技術）の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、情報化に対応できる人材の育成、SNS等各種情報通信ネットワークの整備と利活用を促進する。

(2) 現況と問題点

ア 道路の整備

道路の状況（令和6年4月1日現在）（単位：m、%）

県道				町道			農道		
実延長	舗装済	舗装率	永久橋	実延長	舗装済	舗装率	実延長	舗装済	舗装率
13,188	13,188	100	2	143,480	127,784	89.06	35,759	10,681	29.87

出典先：令和6年度版与論町町勢要覧

- (ア) 町道の整備率が低く交通の便に支障をきたしている。
- (イ) 県道の未改良区間の整備を図り、円滑な交通体系の確立が望まれる。
- (ウ) 交通量が多く車の往来等危険な交差点等について、早急に整備する必要がある。

イ 空港の整備

空港の状況

名称	所在地	敷地面積	着陸帯		供用年月日	管理者
			長さ	幅		
与論空港	与論町立長	22.1ha	1,320m	120m	S51.5.1	鹿児島県

出典先：令和2年度版与論町町勢要覧

- (ア) 与論空港は、昭和51年の開港以来、沖縄・鹿児島・奄美便が就航し住民生活や観光面からも重要な交通基盤施設であるが、エプロンの規模が狭小であるなど、供用面からエプロン拡張を始めとした施設整備の内容改善が求められている。
- (イ) 気圧によって離陸に必要な距離を確保できない等の理由で乗客数を調整するなど、滑走路の距離が短いことにより支障をきたしている。また、現状パイロットによる目視確認でしか侵入することができないため、現就航機材の有視界飛行による滑走路進入を援助する誘導施設の追加整備など、定常運航率向上のための滑走路の拡張整備及び機能改善等が必要である。

ウ 港湾の整備

- (ア) 生活物資の確保の面からも定期船岸壁等の港湾整備の必要がある。
- (イ) 臨港道路の改良整備を進める必要がある。
- (ウ) 待合所の施設が老朽化しており、利用者の安全面からも早急に改修整備する必要がある。
- (エ) 係留施設の整備や、ヨット等の係留・航海準備等の設備が不十分である。
- (オ) 観光振興面から、茶花海岸一帯の整備が求められている。

港湾（与論港）状況

	漁船留		接岸能力	本港		接岸能力
供利地区	防波堤（4ヶ所）	240m	10 t 未満	岸壁	190m(-9.0m)	10,000t
	物揚場	110m(-2.0m)		臨港道路	644m(幅 6.5m)	
	船揚場	15m			128m(幅 5.0m)	
茶花地区	防波堤（5ヶ所）	551m	10 t 未満	岸壁	190m(-9.0m)、 90m(-5.5m)	2,000 t ～10,000 t
	物揚場	50m(-2.0m) 187m(-3.0m)		防波堤	450m	
	船揚場	70m		臨港道路	175m(幅 5m)、 1,360m(幅 5m)、 1,114m(幅 6.5m)	
	浮棧橋 離岸堤	30m 170m		離岸堤	105m	

出典先：令和6年度版与論町町勢要覧

エ 生活交通の確保

民間企業の路線バス運行廃止に伴い、利用者の生活交通の確保を図るため、県の地方公共交通特別対策事業（運行費）補助金を受け廃止路線代替バスの運行委託を行っているが、運行維持に係る経費負担の軽減が課題である。加えて交通網が脆弱であるため、買い物に行けない高齢者や移動手段が確保できない観光客が課題となっている。

オ 条件不利性改善

奄美群島は外海離島であり、他の離島地域と比較しても本土からの距離が遠く、それゆえに航路・航空路運賃及び貨物輸送費が高額であることが、利用者減少による運賃高止まりへと悪循環し、住民による本土でのビジネス活動や観光振興の妨げとなっている。

(3) その対策

ア 道路の整備

基本事業	事業概要
(1) 道路交通基盤の整備	
ア 町道未改良地区の整備促進	交通量が多く要望の高い路線から順に改良舗装整備を進める。
イ 県道未改良区間の整備促進	未改良地区の整備を促進する。

<p>ウ 農道の整備</p>	<p>農業の生産・流通の合理化と農村環境の改善に資するため農道の整備を推進する。</p>
----------------	--

イ 空港の整備

基本事業	事業概要
(1) 与論空港の拡張整備	
<p>与論空港の拡張整備及び関連施設の整備推進</p>	<p>与論空港の施設拡張、機能強化に係る整備計画を県に要望し、拡張整備の実現と関連施設の整備を目指す。</p>

ウ 港湾の整備

基本事業	事業概要
(1) 港湾整備の推進	
<p>港湾整備</p>	<p>補完整備を進め、港湾の機能向上に努める。</p>
(2) コースタルリゾート利用促進対策・環境整備の推進	
<p>ア 海浜地の環境整備</p>	<p>景観向上や交流機能の充実、防災機能の向上が図られるよう推進する。</p>
<p>イ 海洋スポーツ拠点としての利用促進</p>	<p>B & G艇庫と連携を図り、海洋スポーツの拠点として利用を促進する。</p>

エ 生活交通の確保

基本事業	事業概要
(1) 廃止路線代替バスの運行委託	
<p>ア 廃止路線代替バスの運行委託</p>	<p>廃止路線代替バスの運行委託を継続し、利用者の生活交通の確保を図る。</p>
<p>イ 公共交通の拡充</p>	<p>公共交通計画の策定を行い、高齢者や観光客等の利便性を高めるための交通確保を推進する。</p>

オ 条件不利性改善

基本事業	事業概要
(1) 条件不利性改善	
<p>奄美群島航空・航路運賃軽減事業</p>	<p>奄美群島振興開発事業の新たな支援メ</p>

	<p>ニューとして追加され、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会が実施する、奄美群島の条件不利性を改善するための航空・航路運賃軽減事業や交流需要喚起対策特別事業によって、住民及び観光客への運賃支援を行い、運賃の逡減へのサイクルを機能させ、島外との商取引や交流人口の拡大を図る。</p>
--	--

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	社会資本整備総合交付金事業	町	
		防災・安全交付金事業	町	
	(2) 農道	農村環境整備事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	廃止路線代替バスの運行委託	町	
		公共交通計画策定業務委託	町	
	その他	奄美群島航空・航路運賃軽減事業	奄美群島航空・航路運賃軽減協議会	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

新規施設の整備にあたっては、「与論町総合施設等管理計画」に基づき、個別施設計画を策定したうえで維持管理及び事業実施を行っている。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

ア 住宅

本町における住環境をめぐる現況と、今後の官民による住宅整備のバランスを図りつつ、定住・交流施策の促進等も踏まえ、地域における自然環境と調和のとれた魅力ある住宅づくりを推進するための与論町住生活環境整備計画を策定し、今後の本町における住生活環境施策の基本方針とする。

イ 緑化

与論らしさを体感できる沿道景観整備と地域の伝統・文化を演出する地域景観整備を進める。また、各家庭からの緑化の取り組みを起こすため、ガーデニングコンテストや緑化モデル地区等の設定を検討し、緑化に関する住民意識の高揚を図る。

ウ 水道

与論町水道ビジョンに基づき、上質な水づくりと安定した飲料水の供給に努める。

(ア) 水道施設の更新

財政状況を勘案しながら施設の更新を実施していく。また、有収率*の向上を図り安定経営を目指す。

*有収率：浄水場から送った水量に対する料金収入となった水量の割合。

エ 環境保全

町民の環境問題に対する意識の高揚を図り、豊かな自然環境の保全に努めながら、焼却施設等の維持管理及び最終処分場の追加整備を行い、環境負荷の軽減に配慮した資源循環型社会の構築を目指す。

オ 新エネルギー

南国特有の豊かな太陽エネルギー等の活用により、地球環境にやさしい新エネルギーの導入を推進する。

カ 消防防災・生活安全

町民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(ア) 消防・防災体制の充実

消防車両及び消防設備を順次更新整備する。

(イ) 防犯活動の推進

安心安全なまちづくりのため、警察・地域・各種団体の連携強化を図り、犯罪を未然に防止する効果的な防犯活動を推進する。

(ウ) 交通安全の推進

交通安全に対する町民の意識啓発と交通ルールの遵守について、警察及び関係機関と連携し、指導徹底を図る。また、危険箇所における道路交通環境の整備を進め、安全確保を図る。

キ 廃屋の解体・撤去

町内に点在し景観を損ねている廃屋の解体・撤去を進め、良好な生活環境づくりを推進する。

(2) 現況と問題点

ア 住宅

(ア) 町営住宅の新規整備については、これまでに町営宇和寺住宅、城団地、矢口団地が順次整備され、現在西区住宅が令和3年度、叶住宅が令和4年度を完成予定として整備中であるが、依然として住宅需要に対し供給が追いついていない状況にある。

(イ) 公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅ストック総合改善事業等を活用した住宅改修を進める必要がある。

(ウ) 子育て世帯や高齢者世帯向けの公営住宅の整備が必要である。

イ 緑化

緑化対策については、地域の子供会、地域女性団体連絡協議会、老人クラブ等で取り組まれているが、計画的な緑化対策が進まない現状にある。このため、公共施設や主要道路の沿道に植栽を行い維持管理することにより「南国ヨロン」のイメージアップを図り、地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりを進める必要がある。

ウ 水道

上水道の状況（令和6年度）

給水状況		普及率（%）	配水量（m ³ ）		
給水件数	給水人口		1日平均	月平均	年総量
2,885	4,984	99.9	1,961	59,638	715,661

出典先：令和6年度版町勢要覧

(ア) 淡水化施設の完成により、安全で清浄な水道水を安定的に供給し、町民が安心して快適に暮らせる生活基盤としてのライフラインは整備されたが、施設の

老朽化が進んでおり、耐震化も考慮した更新の必要に迫られている。

- (イ) 環境問題への配慮、地震・台風等の災害に対する適正な施設の維持管理が必要となってきている。
- (ウ) 水道利用者のライフスタイルの変化により水需要が抑えられ、料金収入が減少傾向にあり難しい事業運営を強いられている。

エ 環境保全

ゴミ処理状況の推移 (t)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃物	1,564	1,685	1,510
灰・カレット	207	205	206.9
不燃物	82.4	63.6	57.9
ペットボトル	18.4	18.5	25.1
ビン	51.9	52.1	52.7

出典先：令和6年度版町勢要覧

- (ア) 本町のごみ焼却施設は平成29年度に更新が実施され、以降新施設による一般ごみの焼却処理を行っているが、町内における円滑なごみ収集を行うため老朽化した塵芥収集車の更新を進める。
- (イ) 令和5年3月に与論町衛生処理センターが竣工し、本町のし尿・浄化槽汚泥の高度処理が可能となった。施設にて脱水した汚泥は助燃剤として与論クリーンセンター美ら島にて活用し、環境に配慮した施設となっている。今後、設備の更新等について、計画的に推進していく。
- (ウ) 生活污水等による地下水や海の汚染が懸念されることから、これらの適正処理が求められている。
- (エ) 小型合併処理浄化槽の整備普及により、町全体の生活污水処理の適正処理が求められている。
- (オ) 下水道の整備は、住居が散在するという地理的条件から、難しい状況であるが、茶花赤佐地区は農業集落排水施設により、し尿・生活排水の集約処理が可能になり、清潔で住み良い環境が整備された。しかし、施設の老朽化に伴い、維持管理への対応が迫られているため、現在老朽化した排水処理機械等の更新を計画的に実施している。
- (カ) 農業集落排水への未加入世帯があるため加入促進が必要である。

オ 新エネルギー

地球環境の保全及びエネルギーの自給、防災などの観点からの代替エネルギー確保や観光地としてのイメージアップのため、新エネルギーの導入が求められている。

カ 消防防災・生活安全

- (ア) 消防自動車の老朽化により、車両更新の必要がある。
- (イ) 消火栓の劣化により、順次整備が必要である。
- (ウ) 消防・防災に対する住民の意識を高め、消防団員の加入促進や防災活動への理解を深める必要がある。
- (エ) 防犯意識が希薄であるため、住民の防犯に対する意識高揚が必要である。
- (オ) 危険箇所の把握を行い、カーブミラーやガードレール等交通安全対策の整備が必要である。
- (カ) 交通安全に対する町民意識の高揚と、ドライバーの安全運転に加え、歩行者等の安全意識の啓発を図る必要がある。

キ 廃屋の解体・撤去

廃屋が町内に点在し、景観を損ねているほか、防災・防犯上の観点からも問題があるので、これらの廃屋の解体・撤去を進めていく必要がある。

(3) その対策

ア 住宅

基本事業	事業概要
(1) 町営住宅の充実	
ア 町営住宅の適正な維持管理	老朽化した住宅の建て替えを検討するとともに、長寿命化を図るため適正な維持管理に努める。
イ 住環境基本計画の策定	本町全体の今後の住環境の整備に関する中長期的かつ総合的な方針となる計画を策定する

イ 緑化

基本事業	事業概要
(1) 緑化対策	
ア 住民意識の高揚	農地及び宅地周辺に花木等を植栽し、住民意識の高揚に努める。
イ グリーンバンクの整備	土地改良事業等で発生する樹木を一時的に仮置きするグリーンバンクの整備を行い、公共事業等で再利用することにより緑化の推進を図る。

<p>ウ 公共施設・沿道への緑化推進</p>	<p>町が主体となり公共施設や主要道路の沿道に植栽を行い維持管理することにより「南国ヨロン」のイメージアップを図り、地域の景観と調和のとれた魅力あるまちづくりを進める。</p>
------------------------	--

ウ 水道

基本事業	事業概要
(1) 水道施設の更新	
<p>ア 施設能力の強化 水道施設更新 老朽管布設替 増口径布設替</p>	<p>耐震化を考慮に入れ、耐用年数に応じた年次の施設更新、適正管径での布設替を行う。</p>
<p>イ 水源の確保と高度利用 新規水源さく井</p>	<p>良質な水質の水源開発と地下水監視体制の強化を行うとともに、水源水の高度利用を探る。</p>
<p>ウ 災害対策の強化 緊急遮断弁設置 配水池更新</p>	<p>災害・事故時のライフライン確保のため、配水池の増設等耐震化更新工事を行う。</p>

エ 環境保全

基本事業	事業概要
(1) 焼却施設の整備	
<p>塵芥収集車の整備 クリーンセンター改修</p>	<p>円滑なごみ収集を行うため、老朽化したごみ収集車の更新を進める。 クリーンセンターの老朽化した設備の修繕・更新を行い、ごみ焼却処理の安定化を図る。</p>
(2) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備	
<p>し尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備</p>	<p>従前の貯留施設の老朽化に伴い、新たにし尿・浄化槽汚泥高度処理施設の整備を行う。</p>
(3) し尿処理の推進	
<p>小型合併処理浄化槽の普及促進</p>	<p>集落排水事業赤佐地区外を対象に年次的に整備推進する。</p>
(4) 最終処分場の更新	
<p>最終処分場の整備</p>	<p>現存する最終処分場の計画使用期間が満了となることから、新たな最終処分場を建設し焼却灰や資源化できなかったカレット等の円滑な処分を図る。</p>

(5) 農業集落排水施設の計画的整備	
施設の計画的整備	老朽化の進行している施設について、年次的 ・計画的な設備更新を進める。
(6) 農業集落排水への加入促進	
未加入者の加入促進	未加入世帯への加入促進を行い、茶花地区一帯の快適な生活環境の保全に努める。
(7) 火葬場の維持管理	
火葬場の維持管理	火葬業務に停滞が生じないよう火葬場の適切な維持管理に努める。

オ 新エネルギー

基本事業	事業概要
(1) 新エネルギーの導入促進	
新エネルギーの導入促進	「与論町地域新エネルギービジョン」に基づき、各種補助事業を活用しながら新エネルギーの導入に努める。

カ 消防防災・生活安全

基本事業	事業概要
(1) 消防・防災体制の充実	
ア 消防車両及び消防設備の整備更新と消防団の機能強化	消防車両や消防設備の更新を行い、火災時の迅速対応を図るとともに、各地区の消防団の消防技術向上と機能強化を図る。
イ 火災警報器の整備推進	各家庭における火災警報器の設置を推進するとともに、既に設置されている警報器の機能維持に取り組んでいく。
ウ 自主防災組織の推進	各集落単位とする自主防災組織編成の推進を行い、地域における自主防災体制の強化を図る。また、災害時の要配慮者避難支援について町との連携を図る。
エ 防災知識の普及啓発	日頃から自主的に災害に備えることと災害に対する対処能力の向上を図るため、各種防災知識の普及啓発活動を行う。

(2) 防犯活動の推進	
<p>ア 防犯体制の強化</p> <p>イ 防犯意識の高揚</p>	<p>防犯協会の充実強化を図り、地域における防犯に対する連帯意識を醸成する。</p> <p>定期的に防犯パトロールを実施し、防犯体制の強化を図る。</p> <p>防犯キャンペーンを実施し、情報提供や町民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努める。</p>
(3) 交通安全の推進	
<p>ア 交通安全の意識啓発</p> <p>イ 道路交通環境の整備</p>	<p>交通安全に対する町民の意識啓発に努め、交通安全講習会の開催や交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を行う。</p> <p>危険箇所の把握を行い、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設を効果的に整備し、道路拡張整備と併せて危険箇所の改善と安全確保を図る。</p>

キ 廃屋の解体・撤去

基本事業	事業概要
(1) 廃屋の解体・撤去	
<p>ア 廃屋の解体・撤去の推進</p>	町内に点在する廃屋の解体・撤去を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水施設 機能強化(赤佐地区)	町	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	衛生処理センター 改修事業	町	

	ごみ処理施設	塵芥収集車購入事業	町	
		クリーンセンター改修事業	町	
		最終処分場更新事業	町	
	(4)火葬場	火葬場改修事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住生活基本計画策定事業	町	本町の住環境に関する中長期的かつ総合的な方針となる計画の策定
		環境	与論町緑化推進委託事業	町
その他	火葬場運営事業	町	火葬場の維持管理	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

新規施設の整備にあたっては、「与論町総合施設等管理計画」に基づき個別施設管理計画を策定したうえで、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を十分検討し整備にあたる。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

ア 健康づくりの推進

子ども・働く世代・高齢世代・障がい者等、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関係なく、全ての町民が生涯にわたり健康で生きがいと安心のある日常生活がおくれるよう、医療・介護・福祉等の関係機関及び各種団体との連携が強められるネットワークづくりを進めるとともに、各種健康づくり活動事業を推進する。また、地域の実情がより反映されたものとするために、各事業活動の評価及び見直し・改善を確実に実施する。

イ 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実を図るとともに、事業者だけでなく住民等が参画するような多様なサービスの構築に取り組む。

ウ 障がい者福祉の向上

公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりの普及・啓発を推進し、全ての町民が年齢や疾病、障がいの有無等の違いに関わらず日常生活の中で安心して暮らし、元気に活躍できる生活環境の実現を目指す。

エ 児童福祉の向上

地域が子育てを支援する体制を構築し、親の不安や負担を解消・軽減することにより、子どもが一人の人間として尊重されながら健やかに育つまちづくりを目指す。

オ ひとり親家庭等福祉の向上

社会的・経済的に不安定な状態に置かれているひとり親家庭等の福祉向上を図り、生活の安定と経済的自立を促進する。

カ 認定こども園の充実

認定こども園や保護者、地域との連携により「心豊かで思いやりのある優しい人間」を育成する環境整備に努める。

(ア) 認定こども園と小学校の連携

認定こども園と小学校の円滑な連携は、それぞれの教諭等が互いの教育の在り方について、十分理解することによって可能になる。そのようなことから、認定こども園と小学校との間で合同の研究会や研修会を進めたり、互いの教育の様子を参観したりすることなどを通して、資質の向上に努めるとともに、園児と児童が行事などで交流する小学校の生活科を中心とした体験学習を行い、小学校へのつながりを積極的に推進する。

(イ) 認定こども園運営の充実

充実した子育て支援を行うため、子育て情報の提供（園便り）、高齢者・ボランティア団体等との交流、子育て相談の実施など家庭や地域社会との連携を深める活動を積極的に進めていくとともに、施設環境の充実を図る。

また、他の認定こども園や小学校、あるいは保健センターや児童相談所などの教育・児童福祉等関係機関と緊密な連携を図りつつ、子育て相談に関する研修などを行い、教諭等の資質・能力の向上に努めていく。

(ウ) 認定こども園施設の拡充

認定こども園の耐震化により、園児や職員・来園者の安全確保を図るとともに、入園児童数に応じた施設整備を行い子育て支援環境の充実に努める。

キ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(ア) 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が積極的に健康づくりに取り組めるような環境整備と健康づくりに対する意識の啓発に努める。

(イ) 高齢者の生活支援体制づくり

地域包括支援センターを核とし、行政や地域住民による高齢者の暮らし安心ネットワークの構築を目指す。

(ウ) 生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりと生活自立を支援するため、介護予防事業等の充実を図る。

(エ) 介護保険制度の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策を総合的に推進し、介護保険事業の健全な運営に努める。

(2) 現況と問題点

ア 健康づくりの推進

(ア) 健康は、すこやかで心豊かな生活を送るための基本的な条件であり、健康を維持する為には、町民一人一人の健康づくりに対する自覚と実践に合わせ、行政と町民が一体となった健康増進の基盤づくりが求められている。

(イ) 国民健康保険制度は、医療保健の柱として、町民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきた。しかし、高齢化や生活習慣病の増加、医療技術の進歩により、全国的に医療費の増大が続いている。

(ウ) 国民健康保険制度についての正しい理解、適正受診や健康づくりなどによる医療費の適正化、医療費に見合った保険税の適正賦課、保険税の滞納対策が主な課題となっており、国民健康保険制度の健全な運営と質の高い医療の効率的かつ安定的な提供が求められている。

イ 高齢者福祉の充実

老人の状況（令和6年4月1日現在）

独居老人 (65歳以上)	65歳以上介護認定老人数 (介護認定4・5)	老人クラブ	
		クラブ数	会員数(60歳以上)
347人	124人	10	756人

出典先：令和6年度版町勢要覧

(ア) 高齢者人口が増加の一途を辿っているのに伴い、核家族化が進み高齢者の過半数が、高齢者夫婦のみ、または一人暮らしの世帯となっている中で、民生委員や地域女性団体を中心とした災害時の要支援、日常の見守り活動を実施している。

(イ) 高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、地域包括支援センターを

核とした住民参加のネットワークの構築と連携が求められている。

(ウ) 介護保険制度の導入により、介護保険サービスが開始されているが、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を続けるためには、介護予防の一層の充実が必要である。

(エ) 高齢者が安心して暮らすためには、質・量の両面における必要な介護保険サービスの確保、介護予防事業等の充実、在宅介護の担い手となる地域人材の確保・育成など、本町における高齢化状況に対応した施策の推進が求められている。

ウ 障がい者福祉の向上

障がい者手帳所持者の状況（令和6年度末現在）

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
260人	70人	59人	389人

出典先：令和6年度版町勢要覧

(ア) 障がい者（児）をはじめ誰もが住みよい平等な社会をつくっていくためには、障がいについて正しい知識を広め、そして障がい者（児）に対する理解を深めていくことが重要である。

(イ) 障がい者（児）については、主体性・自主性の確立及び社会参加の促進が必要である。

(ウ) 障がい者（児）が家庭や地域において安心して暮らせるように、保健・福祉・医療が一体となった施策を推進していくことが必要である。

エ 児童福祉の向上

(ア) 人々の意識や価値観が多様化し、核家族化等が進行する中、様々な要因により少子化の傾向が顕著になっている。少子化の進行は、人口減少のみならず、若年労働力の減少や経済活力の低下、高齢化の進行による社会負担の増大を招くなど、多方面にわたり深刻な影響を与えている。

(イ) 伝統的な地域社会のつながりや地域の子育て力が弱まり、子育て家庭の孤独感や育児への負担感が増えている。また、保護者の就労の多様化などから子育て支援へのニーズが高くなっている。

(ウ) 地域において子どもを生み、育てることに喜びと幸せを感じ、地域で子育て家庭を支え合う気運を高める必要がある。また、子どもの幸せを第一に考え、保護者のニーズに対応した子育て支援や情報の提供に努める必要がある。

(エ) 次代の社会を担う子どもが、健やかに育ちやすい環境の整備と子育て家庭に対する経済的な支援が求められている。

(オ) 経済や雇用の悪化等から子育てに対する経済的な負担感が高まっており、子育てに対し消極的となる家庭を増加させないために、各種支援体制を充実させる必要がある。

オ ひとり親家庭等福祉の向上

- (ア) ひとり親家庭等においては、経済的に自立し生活の安定を図り、安心した子育ての環境をつくることが重要であるが、雇用場所や労働時間帯の確保などに恵まれないことが多く、自立し安定した生活をするのが困難な状況にある。
- (イ) 生活全般の支援策に関する情報提供や相談を行うことにより、ひとり親家庭等が自立し、安心して生活できるような支援体制づくりが必要である。

カ 認定こども園の充実

- (ア) 認定こども園と小学校が離れた場所に設置されており、日常的な交流が難しいことからお互いの教育内容の理解が不十分であるため、認定こども園と小学校との連携を深める必要がある。
- (イ) 認定こども園の運営に当たっては、これまで子育て支援のために、憩いの場を提供することが不十分だったこともあり、必ずしも認定こども園が家庭や地域社会の人々に気軽に利用できる雰囲気をつくりだせていない面があることから、今後、地域の幼児教育の拠点として、施設の充実を図るとともに、その施設や機能を開放して幼児教育に関する相談に応じるなど、積極的に子育てを支援していく必要がある。
- (ウ) 認定こども園の園舎の中には、新耐震基準前の建物があり、施設の老朽化も進行していることから園児等の安全面を確保するための施設整備に対する支援が求められている。

(3) その対策

ア 健康づくりの推進

基本事業	事業概要
(1) 働く世代の保健・福祉の推進	
<p>ア 各種がん検診や健康診査の推進</p>	<p>本町において実施されている各種がん検診や健康診査の受診率60%以上を達成するよう周知広報活動強化に努めるとともに、引き続き休日検診や早朝検診の実施等受診率向上のための施策を推進する。</p> <p>健康づくりの促進に寄与する各種健康教室や健康相談の利用促進に引き続き努めるほか、健診結果に基づく要保健指導対象者への保健指導及び健康教室・運動教室、若い世代を対象とした健康教室等の開催と利用者層の拡大を推進する。</p> <p>食生活改善推進員を中心に、バランスの良い食生活を基本とした生活習慣予防を推進するため、活動内容の周知を図るとともに推進員の効果的な活動環境の構築を推進する。</p> <p>食生活改善推進員を中心に、バランスの良い食生活を基本とした生活習慣予防を推進するため、活動内容の周知を図るとともに推進員の効果的な活動環境の構築を推進する。</p> <p>新規予防接種の増加に伴い、町の財政負担も増大傾向にあることから、財政状況に応じて効果的に感染症抑制を図るために予防接種の接種率を確実に増やす事と新感染症対策の充実を図る。</p> <p>健康づくり計画の「こころの健康」に基づき心の病気、心の健康に対する意識の向上、家族や当事者の悩みの相談の受け皿づくりのための研修会、関係者のネットワークづくりの継続的な実施を行い、住民のこころの健康づくりのさらなる拡充を推進する。</p> <p>平成30年に設置された島内の医療機関や教育機関など幅広い分野の組織から構成される「与論町のちを支える自殺対策ネットワーク会議」を中心として、自殺リスク者への気づきを早急に共有し適切な相談支援の提供等による自殺防</p>
<p>イ 健康教室や健康相談の充実</p>	
<p>ウ 生活習慣病予防の推進</p>	
<p>エ 保健センターの機能強化</p>	
<p>オ 感染症予防対策</p>	
<p>カ 心の健康づくりの推進</p>	
<p>キ 自殺防止対策の推進</p>	

	止対策を推進する。
--	-----------

イ 高齢者福祉の充実

基本事業	事業概要
(1) 高齢者世代の保健・福祉の推進	
<p>ア 自主的健康づくりの推進</p>	<p>集落単位での高齢者向けのサロンを中心とした健康づくり事業を推進することにより地域に密接した自主的な健康づくりを促進する。</p>
<p>イ 地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、総合相談事業をはじめ、在宅医療・介護連携の促進、認知症施策の総合的な推進、地域ケア会議の充実を図りつつ、関係者間のネットワーク構築を形成する。</p>
<p>ウ 在宅高齢者福祉の推進</p>	<p>独居高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の増加に加え認知症高齢者の増加に対応するため、見守り制度の充実や、任意後見制度の導入・啓発など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける在宅高齢者福祉の推進を多角的に推進する。</p>
<p>エ 権利擁護事業の推進</p>	<p>高齢者虐待や成年後見制度及び相談窓口に対する町民への普及啓発及び関係機関との連携により、制度の円滑利用に寄与する支援体制を構築する。</p>
<p>オ 介護予防の推進</p>	<p>集落単位でのふれあいサロン活動及び高齢者元気度アップ・ポイント事業を通じ、住み慣れた地域において多少の介護が必要な状態になっても生活できるよう、介護予防事業等の充実を図る。</p>

ウ 障がい者福祉の向上

基本事業	事業概要
(1) 障がい者福祉の啓発・広報の充実	
<p>ア 町ホームページを活用した障がい者福祉の啓発・広報</p>	<p>町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及び各種サービ</p>

<p>イ 関係機関と連携した広報・啓発活動の強化</p>	<p>スの周知に取り組む。</p> <p>大島地区障がい者ゲートボール大会や障がい者スポーツ教室をスポーツ団体と連携し開催する。また、障がい者福祉講演会及びペアレントプログラム講座等、障がい者福祉に係る理解の向上に資する機会の創出に努める。</p>
<p>(2) 社会参加の推進</p>	
<p>ア 障がい児の育成・教育の充実</p> <p>イ 障がい者雇用制度の活用</p> <p>ウ 公的機関における障がい者雇用の創出</p> <p>エ 小規模作業所の支援強化</p> <p>オ 障がい者の人権の擁護</p>	<p>新たに設立した児童発達支援センターを中心として、学校教育機関や医療機関と連携した療育体制・特別支援教育のさらなる強化を図る。</p> <p>あまみ障がい者就業・生活支援センター、大島特別支援学校、障害福祉サービス事業所及び生活支援部会等が連携し障がい者の一般就労を支援する。</p> <p>継続的な障がい者卒職員採用試験の実施及び行政事務の再検討による需要を創出する。</p> <p>補助制度の活用等による地域の小規模作業所の運営支援の拡充に努める。</p> <p>与論町障がい者自立支援協議会を中心として障がい者の権利擁護及び差別解消に向けた啓発を図る。</p>
<p>(3) 障がい者福祉サービスの充実</p>	
<p>ア 福祉サービス紹介の充実</p> <p>イ 障がい者自立支援協議会の強化</p> <p>ウ 精神保健の強化</p>	<p>町ホームページの更なる充実並びに幅広い広報手段での障がい者福祉の啓発及びサービスの紹介を行う。</p> <p>障がいのある方が地域や家庭で安心して日常生活を送ることができるよう、与論町障がい者自立支援協議会の強化を通じて地域生活や就労への支援を拡充する。</p> <p>鹿児島県や心療専門医療機関との連携を拡充し、精神障がい者の措置入院の支援及び遠隔医療提供に向けた検討を行う。</p>

<p>エ 障がい者家族への支援</p>	<p>島外の障がい者施設に入所している家族との面会に係る旅費補助を行い、家族の精神的支えを保証し障がい者本人の安定した療養生活を支援する。</p>
---------------------	---

エ 児童福祉の向上

基本事業	事業概要
(1) 安心して子どもを生み、育てられる環境整備	
<p>ア すべての子育て家庭への支援</p> <p>イ 子育てしやすい環境の整備</p> <p>ウ 子育て情報の提供</p> <p>エ 児童虐待等への対応</p>	<p>未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを推進する。</p> <p>関係機関・団体と連携し、子育て中の保護者の不安や負担の軽減に努める。</p> <p>安心して子育てに取り組めるよう、子育てにかかる情報をWebページに設置するなど関連情報の充実を図る。</p> <p>与論町要保護児童対策地域協議会及び関係機関等と連携した児童虐待等に関するネットワークづくりを進める。また、気軽に相談できる体制づくりに努めるとともに、児童虐待等への迅速な対応に努める。</p>
(2) 子育て家庭に対する経済的支援	
<p>ア 各種助成制度の活用促進</p> <p>イ 子育て支援事業による経済的負担の軽減</p> <p>ウ 島外出産支援特別対策事業</p>	<p>児童手当、多子世帯の保育料の軽減、出産支援金、子育て支援事業、子ども医療費の助成などに関する制度の活用促進を図る。</p> <p>出産や成長にあわせ子育て支援金を支給することで、経済的な負担を軽減し、安心して産み育てる環境づくりに努める。</p> <p>島外での長期出産待機に要する宿泊費等滞在経費を助成し、少子化対策に努める。</p>

オ ひとり親家庭等福祉の向上

基本事業	事業概要
(1) ひとり親家庭等への支援体制づくり	
<p>ア 相談窓口の充実と連携強化</p>	<p>ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談窓口において様々な相談に応じるとともに、保険・医療・福祉分野をはじめ、各関係機関相互の連携強化と支援に努める。</p>
<p>イ 各種助成事業の推進</p>	<p>ひとり親家庭等の自立を促進するために、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。</p>

カ 認定こども園の充実

基本事業	事業概要
(1) 認定こども園と小学校の連携	
<p>交流教育の推進</p>	<p>認定こども園による子育て支援を進めるため、嘱託医との連携による支援の充実、未就園児やその保護者を対象に、体験入園の機会の設置、中・高校生が幼児とふれあい、世話をする機会を提供する等、体験学習を組み合わせた交流教育を推進する。</p>
(2) 認定こども園運営の充実	
<p>子育て支援の推進</p>	<p>保護者の交流のための子育てセミナーや、子育て相談の実施（教諭、保育士、大学教員、カウンセラーなど）、子育て公開講座等を開催し、地域の幼児教育の拠点としての役割を果たしていく。また、こども園運営の充実のために必要な施設整備を図る。</p>
(3) 認定こども園施設の充実	
<p>認定こども園施設に対する支援</p>	<p>民間が運営する幼保連携型認定こども園の園舎整備に対する助成を行い、子育て支援環境の向上を図る。</p>

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	幼保連携型認定こども園施設整備事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	与論町地域福祉センター改修事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業	町	
		島外出産支援特別対策事業	町	
	高齢者・障害者福祉	子ども医療費助成事業	町	
		与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付事業	町	
		障害者施設入所者面会補助事業	町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

児童福祉施設については、令和3年度より町有3こども園のうち那間こども園を児童発達支援センターに改組し、こども園を3園から2園としている。2園のうち茶花こども園については園舎整備後30年以上が経過し老朽化が進行しているため、施設状況確認のうえ、検討を重ね「与論町総合施設等管理計画」に基づき個別施設計画を策定し、整合を図りつつ更新を行う。更新に際しては、町民の意見を募りながら1園への統合を見据えた施設整備の在り方の可否も含め、総合的な児童福祉施策の観点から更新の時期や規模について検討する。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

ア 医療の充実

医療機関との連携を強化し、利用者のニーズに対応した安心できる医療体制づくりを構築するとともに、関係団体等と協力した救急医療体制の充実を目指す。

(ア) 医療体制の強化

常勤医師の対応が困難な専門外来については、島外医療機関からの巡回診療等の機会を増やしていただく努力とともに、感染症の流行時などにおける各医療機関と行政との連携によるリスク管理体制を一層強化していく。

(イ) 医療費の抑制

医療費の伸びを抑える対策として、まずは早期発見及び早期治療はもとより、生活習慣病等の予防に向けた集団検診や保健指導（運動・栄養摂取等の指導）の徹底など、特に町民の健康づくりの推進に軸足を置いた中長期的な取り組みを行う。

(ウ) 緊急医療体制づくり

ドクターヘリの活用が困難な夜間や悪天候時等の対応については、自衛隊等との迅速な連携が不可欠であることから、県や消防組合、医療機関などの関係機関との連携体制を更に強めていく。

(2) 現況と問題点

ア 本町における医療施設は、医科が2施設、歯科が2施設、眼科が1施設であり、全て民間によって設置・運営されている。この民間施設に常勤する医療保健従事者は、医師6.9名、歯科医師3名、眼科医師1名、看護師50名、薬剤師5名、歯科衛生士5名、検査技師2.3名、放射線技師2.6名となっている。

イ 産婦人科や耳鼻咽喉科、精神神経科などの専門外来の常駐には困難があることから、島外の関係医療機関との連携の下に、定期的な医師の循環派遣がなされている。

ウ 療養諸費を抑制するため、保健事業などによる疾病の予防、特定健診などによる生活習慣病対策が課題となっている。

エ ドクターヘリによる緊急搬送は昼間に限定されることから、夜間は自衛隊機等による対応が必要となっている。

医療施設

与論徳洲会病院	法人
児玉歯科医院	私設
さだむら歯科	法人
龍美クリニック	法人

介護保険関連入所施設（令和6年4月1日現在）

施設名称	設置主体	入所定員（床）	入所者数（人）
特別養護老人ホーム「ヨロン園」	社会福祉法人	55	45
介護老人保健施設「風花苑」	医療法人	100	80
認知症対応型共同生活介護施設「グループホームゆんぬ」	医療法人	18	16

出典先：与論町健康長寿課

（3）その対策

ア 医療の充実

基本事業	事業概要
（1）医療体制の強化	
<p>ア 専門外来の支援強化</p>	<p>島外医療機関からの定期的な医師の循環派遣が継続されるよう医療機関の運営状況や体制等を踏まえ、要望を行うとともに、町内に常駐していない専門外来医師への巡回診療機会の確保に努める。また与論町外の医療機関で専門的な治療を行うため通院が必要であると医学的所見等から認められるものへ旅費の補助を行う。</p>
<p>イ 医療費助成制度の拡充</p>	<p>乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度、離島地域出産支援事業、母子保健事業による乳児・妊婦健診費用助成、未熟児養育医療制度等による医療費助成を実施できるよう財源を確保し、事業運営を図る。</p>
<p>ウ 医療ネットワークシステムの拡充</p>	<p>大学等研究機関や関係医療機関との連携体制を構築し、医療情報の共有やリモート診療が可能となるべく、医療ネットワーク網のさらなる拡充を図る。</p>
（2）医療費の抑制	

<p>ア 集団検診・保健指導の徹底</p>	<p>生活習慣病等の予防に向けた集団検診の受診率向上を実現するため保健指導の徹底を実施する。</p>
<p>イ 健康づくりの推進</p>	<p>「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づいて、健康づくりに主体的に取り組む町民を、行政や関係機関が連携を取りながら支援に努め、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る。また、本町において罹患事例の高い疾病について、地域環境との関連性や予防対策等における各研究機関等と連携した検討体制づくりを推進する。</p>
<p>(3) 緊急医療体制づくり</p>	
<p>緊急医療体制の強化</p>	<p>鹿児島・沖縄両県や消防組合、医療機関と連携を図り、地域医療構想調整会議（県主導）等において、本町の地理的要因を考慮した沖縄医療圏域の考え方となるよう、関係機関への要望を行っていく。</p>

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	重度障がい者（児）島外医療機関通院旅費補助事業 在宅支援人材育成事業	町 町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公的医療機関の整備は予定していない。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

ア 幼児教育の充実

基本的な生活習慣などを身に付ける家庭での教育とともに、家庭では体得できない集団での教育を支援する。

(ア) 家庭や地域社会との連携

認定こども園の生活や幼児期の教育の理解を求めるために、保護者が実際の保育を参観したり、自分の子どもを客観的に見る機会として保育に参加したりする機会を設けるなど、家庭との連携を図っていく。また、特に自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であることから、近隣の自然の中にある施設の活用を推進するとともに、行事などを通して地域の文化や伝統に十分触れて、豊かな体験ができるよう努める。

イ 学校教育の充実

自ら考え、判断し、解決することができる「生きる力」の育成を基本としながら、一人ひとりの個性を尊重し、多様な能力を伸ばしつつ、思いやりがあり人間性豊かで心身ともにたくましい児童生徒の育成と教育環境の整備を推進する。

(ア) 生きる力を育む教育の推進

一人ひとりの学力の状況や興味・関心に応じた指導を推進していく必要がある。また、各教科等において体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、思考力・判断力・表現力等の育成を目指す。

さらに、子どもがその持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服していくために、適切な指導及び必要な支援を充実させていく必要がある。

(イ) 「海洋教育」の推進

町の特色ある教育活動に「島だちの教育」が位置付けられていることから、探求学習を通して「島だちの力」を身に付けることを目標とする「海洋教育」を推進する。

(ウ) 教育施設の整備

校舎や給食センターの老朽化については、耐力度調査や耐震調査を実施するとともに、緊急度を勘案して計画的な整備を図る。

また、運動場の整備・拡充を促進していく。

学校給食施設については、衛生面、安全性等に配慮した施設整備の拡充を図っていく。

ウ 生涯学習の推進

多様な学習機会の創出や情報提供を進め、生涯学習の充実に努めるとともに、拠点となる学習施設の整備及び人材確保を図り、生涯学習の推進体制の充実・強化を図る。

(ア) 推進体制と施設整備

町民の主体的な学習意欲を高め、総合的かつ効果的に学習を推進するため、社会教育委員会を中心とした推進体制の確立と、利便性の高い生涯学習の拠点となる総合的な生涯学習センター（中央公民館を改称）の建設を推進するとともに、各施設の指定管理者制度の導入を図る。

(イ) 学習内容・機会等の充実

町民の学習ニーズに的確に応えるため、学習講座メニューの改善や町立図書館の蔵書の充実を図り、多様で豊かな学習内容と学習機会の充実に努める。また、関係職員の資質の向上を図る。

(ウ) 社会教育関係団体の育成・連携

町ぐるみで、生涯学習の気運を高め、心豊かな人づくりを進めていくために、子ども会・青年・壮年・地域女性団体・高齢者等各種団体の組織の強化を図り、学校教育や生涯学習、地域活動などあらゆる活動を通して社会参画を推進する。また、子ども会活動等を通し、心豊かでたくましい青少年の育成に努める。

(エ) 環境教育の推進

学校教育における環境教育の実践を含め、子どもから高齢者まで、環境保全や地域美化活動の取り組みを積極的に推進し、環境に対する意識啓発を図る。

エ スポーツ・レクリエーション活動の拡充

町民が個々の体力や関心に応じて、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことで、健康を保持・増進させ、豊かで生きがいのある生活がおくれるような環境づくりを推進する。

(ア) 生涯スポーツ活動の推進

生涯にわたり、日常生活の中で、自発的にスポーツを楽しみ、継続的な活動を通して、健康と体力の保持増進できるよう条件整備に努める。また、スポーツ愛好者の増加を目指し、各種目のスポーツ愛好家に地域に貢献する人材バンクとしての役割を担っていただき、町民みんなの健康で明るく豊かな生活の実現を図る。

(イ) スポーツ競技の振興と競技力の向上

各スポーツ施設等の整備充実を図るとともに、町体育協会等を中心に指導者の資質向上や指導体制の強化充実によりスポーツ競技の振興と競技力の向上に努める。

(ウ) スポーツ交流の推進

スポーツクラブ等を中心に、小学生から高齢者まで、スポーツを通じた交流を図るとともに、島外からのスポーツ交流人口の増加を促す施策の推進を図る。

オ 図書館その他の社会教育施設等の整備等

図書館については、関係団体等との連携による事業の展開、各種講座の実施や図書館資料の収集、整理、保存を行い、町民の要望に対応する情報発信拠点としての役割を果たし、視聴覚室等の機器やソフトの充実を図ることにより、住民サービスの向上に努める。

中央公民館については、老朽化していることから、多様化した町民のニーズに応えるため、総合的な機能を兼ね備えた生涯学習センター（仮称）の建設を促進し、設備の充実を図る。

(2) 現況と問題点

ア 幼児教育の充実

(ア) 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会へ次第に広がりを持つことが必要であることから、家庭との連携を十分に図り、幼児の生活全体を視野に入れ、地域の自然・人材・行事や公共施設などを積極的に活用し、幼児が心豊かな生活体験を得られるよう工夫が求められている。

イ 学校教育の充実

(ア) 今日、高度情報化や少子高齢化などにより子どもを取り巻く社会環境が著しく変化する中、各種国際調査において日本の子どもたちの学力低下が指摘され、いじめや不登校の問題、社会体験の不足等、様々な課題が生じている。

このことから、家庭・地域社会との連携を密にし、幼小中高一貫教育の中で、確かな学力と豊かな心、健やかな体など生きる力を育むことが求められている。

(イ) 児童生徒の個性や能力を生かした学習指導を展開するために、指導体制の充実や情報教育、幼小中高及び姉妹校との交流学习・環境教育等の充実を図る必要がある。

(ウ) 一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実や、教育の機会拡充のため奨学金制度の充実を図る必要がある。

(エ) 小学校3年生から高校卒業までの10年間で、島の人々と関わりながら島の強みや問題点について探求することで、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに「島だち」後の社会を生きていく力を育成する。

(オ) 那間・茶花小学校、与論中学校の一部校舎及び給食センターは、老朽化が進行している。このことから、児童生徒の安全確保のために、建て替え及び大規模改修が急務となっている。

(カ) 与論高校は年々生徒数が減少しており、定員の削減や学校の存続問題に繋がる恐れもある。このため、本町が進めている「中高一貫教育」や「海洋教育」、与論高校の高い進学率の状況等を全国に発信し、「ふるさと留学生制度」を活用して生徒数の確保を図る必要がある。

ウ 生涯学習の推進

(ア) 町民の価値観の変化、社会の成熟化など、社会の質的变化に伴い、町民の余暇充足意識、自己向上意欲、学習意欲など生涯学習への関心が高まっている。

このような中で、本町では中央公民館を拠点として各集落自治公民館等を活用し、様々な講座が開設されている。

(イ) 中央公民館の老朽化と設備・備品等の不備により、生涯学習推進体制が整っていない状況である。

(ウ) あらゆる年齢層が、興味・関心を抱くような講座メニューの開設や開設

時間の工夫、町立図書館の活用等、町民のニーズに的確に対応した学習環境の整備が求められている。

エ スポーツ・レクリエーション活動の拡充

(ア) 生活水準の向上や経済の発展は、日常生活の中に物の豊かさや便利さをもたらした反面、人間の身体的活動機会の減少（運動不足）や人間相互の関係の希薄化等を生じさせてきていることが明らかになっている。このような中、健康の保持増進に対する関心が高まり、誰もが心身ともに健康を求めている。また、スポーツ・レクリエーション活動は健康であるための主要素であるとともに、人と人とのふれあいを通じた連帯意識の高まりも期待されている。

(イ) 各体育施設の一部老朽化が見受けられ、今後社会体育の技術レベルアップとスポーツ人口の底上げを図ることや、広域的な大会誘致のために新たなスポーツ施設の建設を含め、早急な施設の整備が求められる。

(3) その対策

ア 幼児教育の充実

基本事業	事業概要
(1) 家庭や地域社会との連携	
ア 幼児教育の理解促進	幼児教育に関する家庭教育学級を開設し、幼児期の教育の理解を深める。また、家庭における子どもとのふれあい実践発表等を通して、教諭等と家庭との意志疎通を円滑にしていく。
イ 地域や自然とのふれあい体験の充実	昔話や遊び道具の作成等による高齢者とのふれあいや、芋掘り体験、貝殻拾いなどの自然体験を積極的に取り入れていく。
ウ 安全に関する指導の充実	安全に対する意識を高め、状況に応じた行動ができるようにするために、交通安全教室や火事・地震・不審者等を想定した避難訓練を年間計画の中に位置づけ、関係機関と連携した指導を行っていく。

イ 学校教育の充実

基本事業	事業概要
(1) 生きる力を育む教育の推進	
<p>ア 交流学习の充実</p> <p>イ 指導体制の充実</p> <p>ウ 情報教育の充実</p> <p>エ 特別支援教育の充実</p> <p>オ 町奨学金の充実</p> <p>カ 与論高校の生徒数の確保及び活性化</p>	<p>認定こども園・小中学校や姉妹盟約校及び姉妹都市の学校との交流学习を進める。また、中高一貫教育の一層の推進を図る。</p> <p>習熟の程度に応じた少人数学習やチームティーチング指導ができる体制を整えるとともに、ペアやグループなど指導方法の工夫改善を図り、個に応じたきめ細かな指導の充実に努める。</p> <p>一人一台端末や学習用アプリを活用し児童・生徒の情報活用能力の向上を図るため、学校のICT環境整備に努める。</p> <p>各種機関と連携し、一人一人のニーズに応じた必要な支援を推進していく。</p> <p>経済的理由等により、進学が困難な生徒の教育機会を拡充するため、町奨学資金の貸与事業を推進する。</p> <p>本町が取り組む「中高一貫教育」や「海洋教育」、与論高校の高い進学率について全国に情報発信を行い、与論高校の生徒数を確保するための留学生への生活・家賃補助留学生制度を導入し活性化を図る。</p>
(2) 「海洋教育」の推進	
<p>ア 島だちの教育の推進</p> <p>イ 本質的の魅力の推進</p>	<p>中学校・高校における探求学習の深化を図るため、地域と学校を繋ぐ「地域コーディネーター」、学校において発表やシンポジウムの企画・運営等を行う「学校コーディネーター」の配置を進める。</p> <p>「^{ムイ}思^{ヌサリ}ドゥ運命」のことわざに学び、自らの夢をもち、その実現に向けて自ら励み、年次毎に徳力・学力・体力を高める与論町の幼小中高</p>

<p>ウ 根元的魅力の推進</p>	<p>生を育成していく。</p> <p>それぞれの児童生徒に、現在生きている事実を実感させ、生き物をいたわり、自らの役割を自覚して、生涯にわたる個々の使命感を育てる 与論教育に努める。</p>
<p>(3) 教育施設の整備</p>	
<p>ア 老朽化施設の更新</p>	<p>老朽化した学校施設について、学校施設長寿 命化計画及び緊急度に応じ更新及び維持管理を 行うとともに、学校の最適化を考慮し整備計画 の見直しを行う。</p>
<p>イ 学校給食施設設備の充実</p>	<p>共同調理場施設のドライシステム導入に併せ て新增築の充実を行い、保健衛生、安全性等に 考慮した施設の整備を進める。</p> <p>ドライシステム：調理場・床等で使用する水周 りの処理を衛生的に処理する設備。</p>

ウ 生涯学習の推進

基本事業	事業概要
<p>(1) 推進体制と施設整備</p>	
<p>ア 生涯学習推進体制の確立</p>	<p>生涯学習推進会議及び生涯学習推進本部の機 能充実を図り、町民の各分野における生涯学習 に取り組む機運を醸成する。</p>
<p>イ 学習施設・整備の充実</p>	<p>老朽化の進行している中央公民館に代わっ て、多様化した町民のニーズに応えるため、総 合的な機能を兼ね備えた「生涯学習センター(仮 称)」の建設を推進し、生涯学習拠点の充実を 図る。</p>
<p>ウ 指定管理者制度の導入</p>	<p>経費節減を図るとともに、利用者の利便性を 考慮して、各施設等の管理運営について、見直 し等を行う。</p>
<p>(2) 学習内容・機会等の充実</p>	
<p>ア 学習内容・機会の充実</p>	<p>生涯の各時期にふさわしい学習機会を充実さ せるため、専門的な知識を持った職員を随時養</p>

<p>イ 町立図書館の充実</p>	<p>成・配置し、町民ニーズに対応した講座メニューの開設や開設時間の工夫など、幅広い学習機会の提供に努める。</p> <p>生涯学習を振興する図書館として、関係団体等との連携による事業の展開、各種講座の実施や図書館資料の収集、整理、保存を行い、町民の要望に対応する情報発信拠点としての役割を果たし、視聴覚室等の機器やソフトの充実を図ることにより、住民サービスの向上に努める。</p>
<p>(3) 社会教育関係団体の育成・連携</p>	
<p>ア 社会教育関係団体の育成</p> <p>イ 青少年教育の充実</p>	<p>各種団体の講演会・研修会等学習機会への参加促進を図るとともに、ボランティア活動や社会参加活動の推進を図る。</p> <p>子ども会の各種活動やボランティア活動の中で、方言や昔話・いわれ等の文化及び慣習を伝承しながら、地域で育む心豊かでたくましい青少年育成を推進するとともに、少年の船を活用し各地域との交流体験活動を支援し、明日の郷土を担うリーダーの育成に努める。</p>
<p>(4) 環境教育の推進</p>	
<p>ア 学校・社会教育等における環境教育の推進</p>	<p>環境をテーマにした授業や実践活動を積極的に推進するとともに、地域活動等の中で、美化活動や花壇コンクール等を実践し、環境に対する意識の啓発を図る。</p>

エ スポーツ・レクリエーション活動の拡充

基本事業	事業概要
(1) 生涯スポーツ活動の推進	
<p>ア 指導体制の充実</p> <p>イ 団体の育成・充実</p>	<p>スポーツ推進員の養成と活用を図りながら、スポーツクラブ等を中心とした様々なスポーツの振興を図る。</p> <p>スポーツクラブ等と地域や職場の団体と連携を図りながら、レクリエーション大会等の開催を通して軽スポーツの普及に努める。</p>
(2) スポーツ競技の振興と競技力の向上	
<p>ア 競技力の向上</p> <p>イ 指導者体制の充実・強化</p> <p>ウ 施設整備の充実</p>	<p>地区大会等各種大会への積極的な参加や誘致を行い、競技連盟及び選手の強化育成を図る。</p> <p>町体育協会等を中心に研修会や講習会を実施し、指導者の資質向上を図るとともに、各競技連盟の指導体制の充実・強化を図る。</p> <p>一部老朽化した施設の改修・改築等を行い、大会誘致やスポーツ・レクリエーション活動が出来るよう施設整備に努める。</p>
(3) スポーツ交流の推進	
<p>ア スポーツ交流の推進</p>	<p>スポーツクラブ等を中心に大会誘致や島外の大会への積極的な参加を行い、町内外のスポーツ団体等との交流に努め、競技力の向上や関係競技団体及び選手の強化・育成を図るとともに、各種スポーツに対する町民の高揚を図る。</p>

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	与論町立那間小学校整備事業	町	
		与論町立茶花小学校整備事業	町	
		与論町立与論中学校整備事業	町	
	給食施設	与論町立学校給食センター整備事業	町	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育高等学校	少年の船支援事業	町
			ふるさと留学生制度助成事業	町

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設については、近年老朽化が進行している2小学校及び中学校において、施設更新を検討すべき時期に来ている。当該学校施設の更新に際しては、「与論町公共施設等総合管理計画」における管理方針に基づき、個別施設計画を策定したうえで今後の学校生徒数など規模の推移を注視し、より長い期間活用が可能となるよう配慮した施設整備を行うため、住民意見を募る検討会を重ね、本町における将来的な教育基盤の最適解となる方針を策定の上、更新に移る。

給食センターに関しては、その設置手法や運営形態の在り方についても従前の例にとられることなく様々な観点から検討していく必要がある。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

本町には9つの集落があり、それぞれ自治公民館を中心に集落民の福祉の向上に努めている。

山岳等がないため各集落の地理的分断はなく、各集落の振興はそのまま町の振興につながる。このため、各集落が魅力ある集落づくりに取り組めるよう各種支援の充実・強化を図る。

(2) 現況と問題点

ア 町全体の人口の減少に伴い、各集落の人口もそれぞれ減少してきている。

イ 集落の年間活動として、新年会、ヨロンマラソン、総会、サンゴ祭り、敬老会、町民体育大会、町駅伝大会といった行事を中心に、各種スポーツ大会や美化活動等を行っている。

ウ 叶集落の人口が最も少なく、集落行事や町の体育祭などの各種行事への参加が次第に難しくなっている。

エ 住民の集落行事への参加率の低下や参加する人の固定化がみられる。

集落別世帯数及び人口の推移

集落名	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	世帯	人口(人)
茶花	691	1,851	742	1,901	915	1,713
立長	199	525	201	494	257	493
城	126	301	142	322	177	356
朝戸	145	355	144	332	176	310
西区	100	276	101	248	148	286
東区	240	679	225	650	324	581
古里	136	379	136	341	194	348
叶	80	188	85	177	115	215
那間	290	773	280	721	358	686
計	2,007	5,327	2,056	5,186	2,664	4,988

出典先：国勢調査

(3) その対策

ア 自治公民館を中心にNPO、各種団体などが連携・協力できる仕組みづくりを行い、実情に応じて集落支援員を配置する。

イ 集落の維持・活性化のため、核となるリーダー等の人材育成を図る。

- ウ 集落が独自に活動資金を確保できるよう事業を検討する。
- エ 自治公民館施設の維持補修や充実を図る。
- オ 自治公民館が独自に行う産業祭等の特色ある取組みに支援を行う。
- カ 地域おこし協力隊を活用した集落の活性化に取り組む。
- キ 集落の人口維持に資する住環境整備として、定住促進住宅の整備を推進する。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	定住促進住宅整備 自治公民館活動支援事業 集落支援員配置事業	町	自治公民館別集落活動等への支援

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

地区公民館については、「与論町公共施設等総合管理計画」に基づき建替えが必要と判断された場合、まず既存施設との共同利用や民間の空き家・空店舗等の有効利用について検討する。検討にあたっては、今後の人口動向を踏まえ、自治会の統合等も含めて検討する。

1.1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

ア 風格のある文化のまちづくり

文化活動の推進を図るとともに文化財や方言等の保存・伝承に努める。

(ア) 心豊かで個性ある文化活動の推進

既存の文化施設の充実を図りながら有効な活用方法を検討し、各種文化団体への支援、保護育成に努め、伝統芸能（与論の十五夜踊等）の保存を図り、多様化する文化活動の促進に努める。

(イ) 文化交流の推進

近隣市町村との交流を進め、広域的な文化活動の活性化に努める。

(ウ) 文化財の保存活用

本町には国指定から県・町指定までの多様な文化財と多数の未指定文化財・埋蔵文化財がある。しかし、これらの保管や修繕・維持管理に要する経費、各種調査・指導体制には限界がある。

そこで、保管のための分類登録や補助金等支給による保存管理に努め、将来的に観光面や教育面での活用を図る。また、町民の文化財に対する認識を深めるとともに、方言や生活文化の保存・伝承、アーカイブ化に努める。

(エ) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

本町特有の伝統文化や生活文化を振興するため活動拠点となる施設の活用・充実を図る。

(2) 現況と問題点

ア 風格のある文化のまちづくり

(ア) 文化とは地域に根ざした歴史と町民の生活の中から生まれてくるものであり、町民の個性や心の豊かさが与論独自の文化を創り上げてきた。

近年、ライフスタイルの多様化に伴い町民の心の豊かさを求める文化的要求が一層高まりつつある。

(イ) 方言や衣食住の生活文化が少しずつ失われつつあり、これらの保存・継承が求められている。

(3) その対策

ア 風格のある文化のまちづくり

基本事業	事業概要
(1) 心豊かで個性ある文化活動の推進	
文化団体の保護・育成	各種伝統行事への積極的な参加と既存の文化団体活動の支援や保護、さらに、新規加入団体の育成に努め、多様化する文化活動の促進に努める。
(2) 文化交流の推進	
国内外との交流促進	従前より実績を重ねている沖縄との交流事業を核に、伝統芸能、絵画音楽等様々な分野で活躍するアーティストによる演奏会の開催や、展覧会等の交流イベントを実施するNPO等への支援を通じ、国内外との交流人口・関係人口の増加を図る。
(3) 文化財の保存活用	
ア 文化財学習の拡充	国指定重要無形民俗文化財である与論の十五夜踊の保存を図るため、後継者の担い手を育成することにより、文化の伝承活動に関わる人材確保の取組を進める。 島内外の方々が史跡めぐりなどの各種講座・

<p>イ 活動事例の情報提供</p>	<p>教室へ参加する機会と、参加者がその活動の成果を発表できる場の拡充を図る。</p> <p>郷土の歴史や文化財を理解し、親しむことにより郷土を愛する人づくりを推進する。</p> <p>文化的活動団体が、方言や生活文化などについての情報や研究成果を町内外に発信し、本町の歴史や文化にふれあう機会を提供することにより、伝統文化が息づくまちづくりを推進する。</p>
--------------------	---

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	交流人口増加推進事業	町	地域文化を活用した交流人口・関係人口の増加に寄与するイベント等の支援
		地域文化振興支援事業	町	地域文化の保全及び振興に取り組む町内各種団体等への支援
		地域の文化財保護・普及啓発事業	町	指定文化財の管理者・保護団体へ管理・修繕等への支援

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

老朽化が進行する施設の更新にあたっては、「与論町公共施設等総合管理計画」における管理方針に基づき、個別施設計画を策定したうえで幅広い住民意見を参考にしながら施設更新の適正な時期や規模に十分留意し、民間資金の活用等も視野に入れ検討する。

1.2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する方針

ア 町民と行政のパートナーシップの構築

住民のニーズを的確にとらえ、対等な立場で協力し合い、信頼されるまちづくりの推進を目指す。

イ 広報・公聴活動の充実

様々な行政情報を広報誌やWebページ等を活用し、広く住民に発信するとともに、住民の意見・提言等を町政に反映するための工夫を行うなど、透明性のある行政運営に努める。

ウ 民間活力の導入

民間の有する優れたまちづくりのノウハウや活力等を積極的に導入する。

エ 持続的発展のための広域的な産業振興の推進

奄美群島の持続的発展実現のため、奄美群島広域事務組合が、奄美群島振興開発事業補助金などを活用して群島内で実施する事業を推進し、広域的な産業振興・人材育成の展開を図る。

(2) 現況と問題点

ア 近年の地方分権の進展や社会情勢の変化により、より実効性と信頼性のある行政運営を推進するには、従来の「行政主導型」から行政と住民が協働でまちづくりを行う「協働型」への転換が求められている。

イ 広報誌やWebページ等の媒体を活用し、広報活動の充実に努めている。

ウ 町民からの様々な意見や提言を町政へ反映させるための工夫が必要である。

エ NPO等のまちづくりへの積極的な参加が増えてきている。

オ 民間の有するまちづくりに関するノウハウ等を行政施策に積極的に導入し、活用していくことが今後の課題となっている。

カ 総人口及び若年人口の減少並びに高齢化の進行による各種産業の担い手不足や、入込観光客数の低迷、各種産業不振による雇用機会の縮小などといった各種課題は、本町だけに限らない奄美群島共通の課題である。本町をはじめとする奄美群島の12市町村においては、これらの課題を戦略的に解決し持続的な発展可能性の確保に向けた本格的な取り組みを従来よりもさらに加速

させていくため、群島一体となった施策の展開を強化し、国が策定する奄振法の基本方針や県が策定する振興開発計画に対して、奄美群島の地元市町村がより主体的に関わり各島の施策の推進を図るため「奄美群島成長戦略ビジョン」を策定しその基本理念である「群島民が幸せに生活するため、重点3分野（農業、観光/交流、情報）を基軸として、雇用の創出に重点をおいた取り組み」について、国や県、他市町村、奄美群島広域事務組合などと連携し、広域的な産業振興をより強力に推進していく必要がある。

(3) その対策

基本事業	事業概要
(1) 町民と行政のパートナーシップの構築	
ア まちづくりに参加しやすい環境づくり	町政への住民参画を促進するため行政と住民との情報交換の場の設定、町実施事業への民間意見の積極的な反映など、住民参加の機会づくりを進める。
イ 民間活力の導入	各自治公民館や地域の各種団体及びNPO等との連携強化を図り、各団体の持つ多様な特性を活かした共生・協働のまちづくりを推進する。
(2) 広報・公聴活動	
ア 町Webページの充実	住民への行政情報と併せて、全国に向けて本町の豊富な地域資源や特産品・観光スポット等、島の魅力を積極的に発信するとともに、常に最新の情報が提供できるように管理運営に努める。
イ 広報よろんの充実	町の政策と進行状況・議会運営状況・町の動きや各種行事など、住民から親しまれる広報紙製作を行う。
ウ 週報の充実・利便性の向上	隔週で発行し期間の主な行事や行政及び各自治公民館等の情報を広く発信することを目的とした週報について、IT技術を活用した利便性の向上を図る。
エ 住民意見の反映機会の確保	行政が行っている政策に対し、広く住民から意見を聴取して、今後の政策及び行政運営

<p>オ 町政出前講座等の実施</p>	<p>に反映させる。</p> <p>住民からの要望により出前講座等を実施し、政策及び行政運営の周知を図る。</p>
<p>(3) 民間活力の導入</p>	
<p>共生協働活動の促進</p>	<p>各種ボランティア団体等の連携・協力を促進し、計画的かつ効率的・効果的な活動の展開を図る。</p>
<p>(4) 持続的発展のための広域的な産業振興の推進</p>	
<p>ア 各種産業の連携による奄美ブランドの確立</p> <p>イ 地域経済への波及効果の高い観光産業の強化と交流人口の拡大</p> <p>ウ 中小零細企業のクラスター化による市場競争力の向上</p> <p>エ 広域的な産業振興の推進</p>	<p>首都圏における奄美群島関係事業者の物産展をはじめとするPR機会の更なる充実及び、奄美群島での高付加価値農作物への転換の推進、生産農家の経営意識の向上や市場を意識した農業振興など、各種産業の横断的連携による奄美ブランドの確立を図る。</p> <p>通年来島者の高位平準化を図るとともに、奄美群島の世界自然遺産登録などを契機とした、各島の個性を生かした魅力的な観光地づくりと、民間ノウハウを活用した効果的な情報発信、移住者支援などの拡大を推進し、地域経済へ波及効果の高い観光産業の強化と、交流人口の拡大を図る。</p> <p>奄美群島各地域の小規模な事業者同士の情報交換や島を越えた連携プロジェクトの創出機会の増大化により、民間事業者同士の新事業創出に繋がる連携機運の醸成を通じ地域全体への波及効果の創出と、地域の市場競争力の向上を図る。</p> <p>地域の特性を活かした地場産業の育成等を通じ産業振興を図ることにより、奄美群島全体の将来的な振興発展に向けた重点戦略である「奄美群島成長戦略ビジョン」の実現に向け奄美群島広域事務組合が実施する、奄</p>

	美群島全体の広域的な産業振興事業に対する事業費の一部を負担し、奄美群島が一つになり効果的な事業を展開する。
--	---

(4) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	奄美群島広域事務組合特別事業	奄美群島広域事務組合	奄美群島の持続的発展のための広域的な産業振興事業に対する負担金

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当する公共施設の整備は予定していない。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進，人材育成	(1)移住・定住 (4)過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住 地域間交流	空き家利活用支援事 業	町	本町の将 来的な人 口維持に 向け、空 き家の利 活用推進 及び地域 間交流の 拡大によ る来訪需 要創出、 次世代の 地域振興 の担い手 となりう る人材の 育成等の 各施策を 中長期的 に渡り実 施する
		地域間交流の推進		
	人材育成	課題解決型学習によ る地域人材育成事業		
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	農林水産品輸送費支 援	町	長期的な 産業振興 の基盤と なる奄美 群島外へ の戦略農 林水産品 の移出費 用を支援 する
		水産物流通支援実証 事業	町	地元水産 業の長期 的な成長 を促進す

				るため、 沖縄本島 への水産 物の移出 費用支援
		糖業振興事業負担金	町	本町の基 幹産業で あるさと うきびの 振興を図 ることを 目的とし た本町か ら与論町 糖業振興 会への負 担金支出
		特殊病虫害緊急防除 事業	町	農作物に 被害をも たらず病 害虫に戴 して被害 を防ぐた めの防除 等の対策 を行う
3 地域における情報 化	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技 術活用	行政情報伝達のDX化	町	地域社会 の効果的 な運営に 資する行 政情報伝 達の利便 性向上に ついて、 中長期的 に取り組 む

4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	廃止路線代替バスの 運行委託	町	地域社会 における 交通弱者 の移動支 援の観点 から、廃 止路線代 替バス運 行を支援 する
	その他	公共交通計画策定業 務委託	町	町内の交 通弱者お よび来訪 者の移動 手段確保 のための 交通計画 を策定す る。
		奄美群島航空・航路運 賃軽減事業	奄美群島航 空・航路運 賃軽減協議 会	外海離島 地域にお ける住民 生活の条 件不利性 改善のた め、航路 航空路運 賃の軽減 事業を実 施する
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特 別事業 生活	住生活基本計画策定 事業	町	本町の住 環境に関 する中長 期的かつ 総合的な 方針とな る計画の 策定

	環境	与論町緑化推進委託事業	町	町内の公共施設や沿道の緑化を推進し、外来植物の駆除推進により地域環境の長期的な維持を図る
	その他	火葬場運営事業	町	火葬場の維持管理
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業	町	子育てに係る経費を支援し町内の人口維持を図るため、出生児の世帯に対し子育て支援金を給付する
		島外出産支援特別対策事業	町	産科医の無い本町において、島外での出産に係る旅費等を助成することで妊娠・出産時の経済的負担を軽減し、将来的な人口維持に繋げる

	高齢者・障害者福祉	子ども医療費助成事業	町	本町の将来人口規模の維持を図るため、子育て世帯の医療費負担を軽減し子育て世代の生活の安定を支援する
		与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付事業	町	自力での運転が困難な高齢者に対しバス及びタクシー乗車助成券を交付し、生活を支援することで人口の維持を図る
		障害者施設入所者面会補助事業	町	島外の障害者施設に入所している家族との面会に係る旅費補助を実施し、家族の経済的負担を軽減することで、離島環境の条件不利性

				を改善する
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業	重度障がい者（児） 島外医療機関通院旅 費補助事業	町	障がい者 や難病な ど、当該 の医療機 関受診が 必要な患 者の世帯 に対し通 院旅費の 一部を補 助し、疾 病や障が いによる 島外への 転出を抑 制する
	その他	在宅支援人材育成事 業	町	過疎地域 である本 町の地域 包括ケア システム 及び在宅 医療介護 サービスの 充実化に 資する地 域人材を 育成する ことによ り、介護 人材の自 立的な

				確保を通じた地域の持続的発展を図る
8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 義務教育	少年の船支援事業	町	本町青少年の各地域との交流体験活動を支援することにより、次世代の地域リーダーの育成を行う
	高等学校	ふるさと留学生制度 助成事業	町	本町の高校・中学へ転入する留学生への家賃補助等の実施により、学校機能維持及び地域社会の持続的な発展を図る
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 集落整備	自治公民館活動支援事業	町	島内各集落の自治公民館を単位とした住民活動への支援を実施し、集落

		集落支援員配置事業		の環境整備やコミュニティ活動を継続することで地域社会の持続性を確保する
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	交流人口増加推進事業	町	本町の交流人口増加に寄与するイベント等を開催するNPO等への支援を通じ、定住人口への波及的な増加を励起し本町の持続的な発展を図る
		地域文化振興支援事業	町	地域文化の保全及び振興に取り組む町内各種団体等への支援
		地域の文化財保護・普及啓発事業	町	指定文化財の管理者・保護団体へ管理・修繕等への支援

<p>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>	<p>(1)過疎地域持続的発展特別事業</p>	<p>奄美群島広域事務組合特別事業</p>	<p>奄美群島広域事務組合</p>	<p>奄美群島の持続的発展のための広域連携による産業振興事業を展開することで、スケールメリットを活かした地域の持続的発展を図る</p>
-------------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------	---